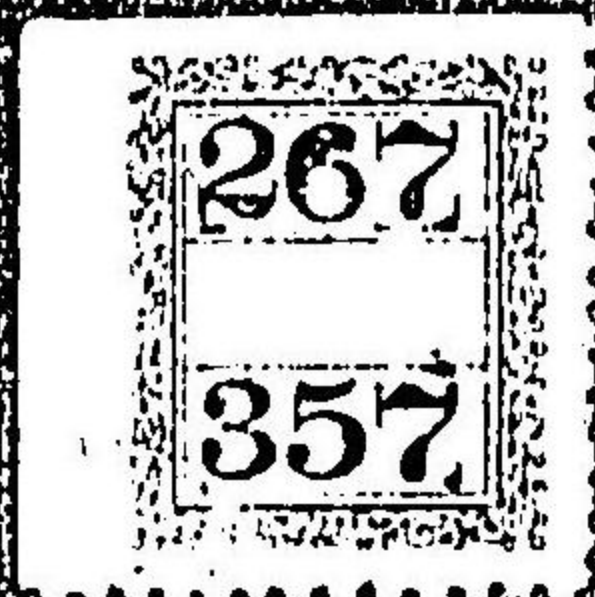


神皇正統記

全



特
1

000695-000-0

特28-103

神皇正統記

境野 正/編

M44

ACB-1546





特28
103



神皇正統記

文學士 境野 正編

東京

學海指針社

明治
44.10.30
丙交

源親房卿小傳

源親房卿は、具平親王の後裔にして、權大納言師重の子なり。家名を北
畠といひ、或は中院といふ。元亨三年大納言に任ぜられ、皇子世良親王
の傅となれり。六年許ありて此の親王薨れさせ給ひければ、悲みの餘
遂に髪を剃り仕を辭して引き籠りぬ。元弘三年高時誅せられて、朝廷
の政、古の姿に立ち返りにしかば、又出でて仕へられき。よりて従一位
に叙し大臣に准ぜらる。延元三年子顯家戰死す、其の弟顯信陸奥の介
となり、鎮守府將軍を兼ねて、義良親王を戴き彼の國に下られしに、帝
親房を輔佐となし給ふ。出で立つ程に、上總の海上にて、俄に浪風起り、
船どもこゝかしこに漂ひぬ。親房は、常陸に着き小田治久の籠れる小
田の城に入りぬ。賊將高師冬來り攻む、親房うちて之を破る。猶心もと

なかりければ、援を結城親朝に請ふ。親朝きかず、剩へ小田治久賊に降りしかば、いと頼すくなになりて、僅に關城を保つ。師冬又大兵を率ゐて來り攻む。其の後屢使を遣はし、援を親朝にこはれしかど、猶従はざりければ、城中益困めり。さる程に親朝賊に降りしによりて、すべなきて城を棄て、吉野に歸る。正平六年に三宮に准ぜられ、輦車の宣旨ありき。同九年加名生に薨ず。この卿は和漢の才世に優れ、剩へ佛の道までも暗からずおはしましけり。興國中、關城にありて兵馬控働の間に筆を援りて、この神皇正統記を著し、我皇統の一系にして萬世變りなき所以を述べ、神器の在る所を明にして、亂臣賊子を戰慄せしむ。この書は、神皇正統記をその順序によりて抄出し、又別に、神皇正統表を卷末に附録となせり。

神皇正統記

目次

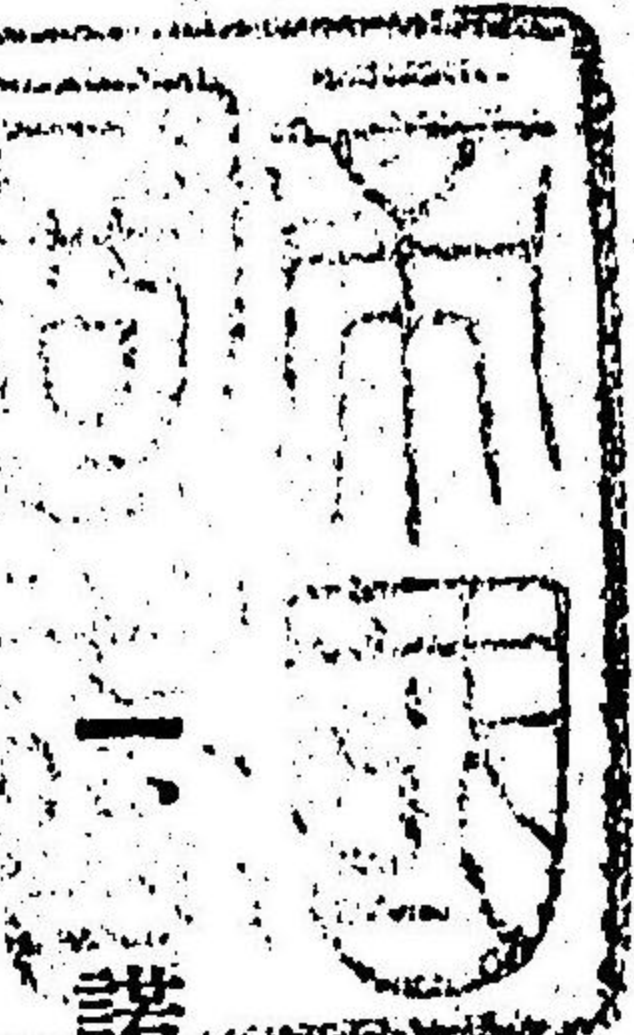
一	諸冊二尊	一
二	天照大神	五
三	素盞鳥尊	九
四	天孫降臨	一一
五	神武天皇	一六
六	景行天皇	二〇
七	仁徳天皇	二四
八	皇極天皇	二六
九	稱徳天皇	二九
十	桓武天皇	三一
十一	清和天皇	三三
十二	光孝天皇	三七
十三	宇多天皇	四二
十四	醍醐天皇	四四

十五	朱雀天皇	四七
十六	村上天皇	四九
十七	後三條天皇	五三
十八	後白河天皇	五四
十九	二條天皇	五八
二十	高倉天皇	六三
廿一	安徳天皇	六五
廿二	後鳥羽天皇	六七
廿三	仲恭天皇	七三
廿四	後嵯峨天皇	七七
廿五	龜山天皇	八三
廿六	後宇多天皇	八四
廿七	後醍醐天皇	八七

目次終

國文神皇正統記

一、諸册二尊



夫天地いまだ分れざりし時、渾沌として圓まがれること、雞子の如く、くゞもりて牙をふくめりき。これ陰陽の元初、未分の一氣なり。その氣始めて分れて、清く明かなるは、たなびきて天となり、重く濁れるは、つゞきて地となる。その中より、一物出でたり。かたち葦牙の如し。即ち化して神となりぬ。國常立尊と申す。または、天御中主の神とも號し奉る。次に化生し給へる神を、伊弉諾尊、伊弉册尊と申す。是は正しく、陰陽の二つ

に分れて、造化の元となり給ふ。

こゝに、天祖國常立尊、伊弉諾、伊弉册の二神に救りして宣はく、「豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり。汝往きてしらすべし。」とて、即ち天の瓊矛を授け給ふ。二神、此の矛を授かりて、天の浮橋の上にたゞずみて、矛をさし下して、かき探り給ひしかば、滄海のみありき。その矛の鋒より、滴り落つる潮、こりて一の島となる。是を磯取廬島といふ。二神、此の島に降り居て、即ち國の中の柱をたて、八尋の殿を作りて、共に住み給ふ。かくて、この二神相計らひて、八の島をうみ給ふ。まづ淡路の洲を生みます。淡道の秋之狹別ともいふ。次に伊與の二名の洲をうみます。一身に四面あり。一を愛比賣といふ。これは伊與なり。二を飯依比古といふ。これは讃岐なり。三を大宜都比賣と

豊葦原千五百秋瑞穂國

十分の茶の茂りて原となり數多の物のみづしき稲穂の生ずる國なり

天瓊矛
うるはしき玉のつきたる矛

八尋の殿
幾尋もなく廣大なる殿

いふ。これは阿波なり。四を速依別といふ。これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。一身に四面あり。一を白日別といふ。これは筑紫なり。後に筑前筑後といふ。二を豊日別といふ。これは豊國なり。後に豊前豊後といふ。三を速日別といふ。これは肥の國なり。後に肥前肥後といふ。四を豊久士比泥別といふ。これは日向なり。後に日向大隅薩摩といふ。次に壹岐の洲を生みます。天比登都柱といふ。次に對馬の洲を生みます。天狹手依比賣といふ。次に隱岐の洲を生みます。天忍許呂別といふ。次に佐渡の洲を生みます。建日別といふ。次に大日本豊秋津洲を生みませり。天御虚空豊秋津根別といふ。總べてこれを大八洲といふなり。この外、あまたの洲を生み給ふ。後に、海山の神、木のおや、草のおやまで、悉く生みましてけり。

二神、又計らひて宣はく、「我れ既に、大八洲國及び山河草木を生めり。如何ぞ、天の下の君たるものを、生まざらむや」とて、まづ日神を生みます。この御子、光りうるはしくて、國の内にてりとほる。二神、よろこびて天に送りあげて、天上のことを授け給ふ。この時、天地相去ること遠からず、天の御柱をもつてあげ給ふ。是を大日靈尊と申す。又は天照大神とも申す。女神にましますなり。次に月神を生みます。その光り日につがり。天にのぼせて、夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三歳になるまで、脚たゝず。天の磐楸樟船（イハヒコウサネフネ）にのせて、風のまに、く放ち捨つ。次に素盞鳥尊を生みます。勇みたけく、不忍（オホコト）にして、父母の御心になはせず、根の國にいね」と宣ふ。この三柱は、男神にましますによつて、一女三男と申すなり。すべてあらゆ

不忍
殘忍のこと

る神、みな二神の所生にまします。せど、國の主たるべしとて、生み給ひしかば、ことさらに、此の四神を申し傳へけるにこそ。

二、天照大神

地神第一代、大日靈尊、これを天照大神と申す。又日神とも、皇祖とも申すなり。伊弉諾尊、日向の小戸の川にて、みそぎし給ひし時、左の御眼を洗ひて、天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて、月讀尊を生じ、御鼻をあらひて、素盞鳥尊を生じ給ふ。

こゝに素盞鳥尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣でて、姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなむ。と申し給ひければ、「ゆるしつ」と宣ひき。よりて天上にのぼります。大海とゞるき、山嶽なり、响（ヒコ）えき。この神の性たけ

やはる
追ひ拂はるといふ義
ひたぶる
ひたすらまた一向の義
いなむ
往なうといふこと

四柱の男神
天穗日命、天津彦根命、
熊野槲杵命、
熊野櫻杵命

きが然らしむるになん。天照大神驚きましくて、兵の備へ
をして待ち給ふ。かの尊、黒き心なき由を答へ給ふ。さらば誓
約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓約の御中に、女を生
ませば、黒き心なるべし、男を生ませば清き心ならんとて、素
蓋鳥尊、日神に奉られける。八坂瓊の玉をとりたまひしかば、
その玉に感じて、男神化生し給ふ。素蓋鳥尊悦びて、まさやあ
れかちぬ。」と宣ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天忍
穗耳尊と申す。その後、猶四はしらの男神生れ給ふ。物ざねは
我がものなれば、我が子なり。」とて、天照大神の御子になし給
ふといへり。
かくて、素蓋鳥尊、猶天上にましけるが、さまざまの科を犯し
たまひき。天照大神怒りて、天の石窟に籠り給ふ。國の内とこ

次に鑄給へる
鏡三種の神器の一
なる八咫鏡

やみになりて、晝夜のわきまへなかりき。もろくの神たち、
愁へ歎き給ふ。その時、諸神の上首にて、高皇産靈尊といふ神
ましくき。この神、天のやすかはの邊にして、八百萬の神を
集へて相議り給ふ。その御子に思兼といふ神の神ばかりに
より、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。そ
の始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず。次に鑄たまへる鏡、う
るはしうましくければ、諸神悦びあがめたまふ。又天明玉
の神をして、八坂瓊の玉を作らしめ、天日鷲の神をして、青幣
白幣を作らしめ、手置帆負彦狹知の二神をして、大峽小峽の
材を切りて、瑞の殿を作らしむ。その物、既に備りしかば、天香
山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の
玉を取りかけ、中枝には八咫の鏡を取りかけ、下枝には青和

幣・白和幣を取りかけ、天太玉命をして捧げ持たしむ。

天兒屋命あめのこやののみことをして祈禱らしむ。天の鈿女命にひメノメノミコト眞辟まひらの葛をかづらにして、蘿葛ひかりのかぶらを手纏てなにして、竹の葉・飢憇木うけひの葉を手草にして、著鐸ちやくの矛を持ちて、石窟の前にして、俳優ひやくきをして、相ともに歌ひ舞ふ。又庭燎はなを明かにして、常世の長鳴鳥を集へて、互に長鳴せしむ。天照大神、聞し召して、「我はこの頃、石窟にかくれ居り、豊葦原の中津國は、とこやみならん。如何ぞ天鈿目命かくゑらぐや。」とおほして、御手を以て、細目にあけて見たまふ。時に天手力雄命といふ神、磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて、新殿に移し奉る。中臣の神・忌部の神、しりくめなはを引きめぐらして、「な歸りましそ」と申上ぐるに、天始めて晴れて、もろくとともにあひ見、面みな明かに白し。手をのべ

あらく
咲いたのしむ。

中臣の神

天兒屋命なり

忌部の神
天太玉命なり
しりくめなは
今いふ志米細

あはれ

感動詞なり

さやけ

分明なる意

千座の置戸

即を祓はん爲に
出すものを載す
る蓋なり、千と
は敷の多きない

簸の川上
大原郡伊郷の
川なり

て歌ひ舞ひて、あはれ。あな、おもしろ。あな、たのし。あな、さやけ。おけ。かくて、罪を素盞鳥尊によせて、おほするに、千座ちくらの置戸おきどを以て、首の髪、手足の爪を抜きて贖はしめ、その罪をはらひて、神逐ひにやはれき。

三、素盞鳥尊

かの尊、高天原より降りて、出雲の簸の川上といふ所に至り給ふ。其の所に、ひとりの翁と姥とあり。一の少女をすゑて、かきなでつゝ泣きけり。素盞鳥尊「たそ」と問ひ給ふ。我れはこれ國神なり。脚摩乳あしを、手摩乳てをといふ。この少女は、わが子なり。奇稻あま田姫たひめといふ。さきに、八箇の少女あり、年ごとに、八岐の大蛇のために吞まれき。今この少女、又吞まれなむとす。」と申しけれ

湯津のつま櫛
櫛の至て密なる
八醞の酒
幾度も醸返して
純酒となしたる
もの

清の地
大原郡、同郡に
須賀社あり

ば、尊我れにくれんや。」と宣ふ。敕のまゝに奉る。と申しければ、この少女を湯津のつま櫛にとりなし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽にもりてまち給ふにはたして、かの大蛇來れり。頭おのく一槽に入れて呑み、酔ひて眠りけるを、尊はかせる十握の劔を抜きて、寸々に切りつ。尾に至りて、劔の刃すこしかけぬ。割きて見給へば、一の劔あり。そのうへに雲氣ありければ、天の叢雲の劔と名づく。これ奇しき劔なり。我れ何ぞあへて私におけらんや。」と宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。其の後、出雲の清の地に至り、宮をたて、稻田姫と住みたまふ。大己貴神大汝とを生ましめて、素盞鳥尊は、つひに根の國に出でましぬ。大汝の神この國に留まりて、天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。依りて、これを大國主の神とも大

三輪の神
大和國城上郡大
神大物主神社

物主神とも申す。その幸魂奇魂は、大倭の三輪の神にます。

四 天孫降臨

第二代、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千千姫命ちひめのみことにあひて、饒速日尊、瓊々杵尊を生ましめて、吾勝尊、葦原の中洲に下ります。すべかりしを、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留まりませり。

第三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申せり。皇祖天照大神、高皇產靈神、いつきめぐみましく、葦原の中洲の主となして、あまくだし給はんとす。こゝに其の國の邪神あれ、たやすく降り給ふことかたかりければ、天稚彦といふ神を下して、見せしめ給ひしに、大汝の神の女、下照姫にと

つぎて、かへりごと申さず、三とせになりぬ。よりて、名なし雉をつかはして、見せられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて、大神の御まへにあり。血にぬれたりければ、怪しみ給ひて、投げ下されしに、天稚彦、新嘗してふせりける胸にあたりて死にぬ。更に又、下さるべき神を撰ばれし時、經津主命、武甕槌神、救をうけて下りましけり。出雲國に至り、はかせる劔を抜きて、地につきたて、其の上に居て、大汝の神に大神の救を告げしらしむ。其の子都波八重事代主神、相共に隨ひ申しぬ。次の子、健御名方刀美神、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又隨ひぬ。かくてもろくの悪神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にのぼりて、かへりごと申し給ふ。大物主神、事代主神、相共に八十萬の神

まつろふ
服従すること

を率ゐて、天に詣づ。大神、ことにほめ給ひき。よろしく八十萬の神を領して、皇孫をまもりまつれとて、まづかへし下し給ひけり。その後、天照大神、高皇産靈尊、相計りて皇孫を下したまふ。八百萬の神、救を承りて、御供に仕う奉る。諸神の上首、三十二神あり。その中に五部の神といふは、天兒屋命天太玉命、天鈿女命天孫、石凝姥命磐坂、玉屋命玉作なり。この中にも、中臣忌部の二神は、むねとの神、救をうけて、皇孫を扶け守り給ふ。また三種の神寶を授けまします。まづあらかじめ、皇孫に敕して宣はく、葦原千五百秋瑞穂國、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。又大神、御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けてほぎて、吾兒視此寶鏡、當猶視我、可與同床共殿、以爲齋鏡。と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天叢雲の

ほぎて
祝ひてといふ意

劔を加へて三種とす。また、この鏡のごとくに、分明なるをもちて、天下に照臨し給へ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙まがたをもて、天下をしろしめせ、神劔を提げて、順はざるものを平げ給へ。と、救ましくけるとぞ。此の國の神靈として、皇統一種正しくましますこと、誠に、これらの敕に見えたり。
 そもく、かの寶鏡は、さきに記しはべる石凝姥命の作り給へりし、八呎の御鏡、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命作り給へるなり。劔は、素蓋鳥尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劔なり。この三種につきたる神敕は、まさしく國を保ちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、万象を照すに、是非善惡の姿あらはれずといふことなし。その姿にしたがひて、感應するを徳とす。これ正直の本源なり。玉は柔和

宗廟
伊勢大神宮を申し奉る

善順を徳とす。慈悲の本源なり。劔は剛利決斷を徳とす。智慧の本源なり。この三徳を翕せ受けずしては、天下の治らんこと、誠に、かたかるべし。神敕明かにして、詞つゞまやかに、旨ひろし。あまつさへ、神器にあらはし給へり。いと忝なきことなり。中にも鏡を本とし、宗廟の正躰とあふがれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり。又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけむかし。
 かくて、この瓊々杵尊、天降りまし、に、猿田彦といふ神、参りあひき。照り耀きて、目をあはする神なかりしに、天鈿女神、行きあひぬ。皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の、高千穂の櫛觸しんじくの峯にましますべし。われは、伊

勢の五十鈴の河上に至るべし」と申す。かの神の申しのまゝに樞觸の峯に天降りて鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝といふ神まゐりて、わが居たる吾田の長狹の御崎をん、よろしかるべし」と申しあげければ、その所に住ませ給ひけり。

五、神武天皇

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す。後に神武と名づけ奉る。地神鷓鴣草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童たぐの第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦尊と申すは、神代よりのやまとことばなり。神武は中古となりて、もろこしの詞によりて、定め奉

れる御名なり。又この御代より、代ごとに宮所を移されしかば、その所を名づけて御名ともせり。この天皇をば、橿原の宮とも申す、これなり。又神代より、至りて尊きを尊といひ、その次を命といふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣・宿禰・臣などといふ號、出で來にけり。神武の御時より始まれる事なり。上古には、尊とも命とも、兼て稱しけると見えたり。世下りては、天皇を尊と申すことも見え、臣を命といふこともなし。古語の耳なれずなれる故にや。

この天皇、御年十五にて、太子に立ち、五十一にして、父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ。今年辛酉の歲なり。筑紫日向の宮崎の宮に、おはしましけるが、兄の神達、及び皇子・群臣に敕して、東征のことあり。この大八洲は、みなこれ王地なり。神

饒速日命
天忍種耳尊の御
子瓊杵尊の御

代幽昧なりしによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟楫をととのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道のついで、の國々を平げ、大倭に入りまさんとせしに、その國に、天神、饒速日尊の御末、宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子、兩種あらんや。とて、軍を起して防ぎ奉る。その軍強くして、皇軍しばく、利を失ふ。また邪神毒氣を吐きしかば、士卒みな病み臥せり。こゝに、天照大神、健甕槌の神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す。汝行きて平げよ。と敕し給ふ。健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劔あり、かれを下さば、自ら平ぎなん。と申して、紀伊國名草の村に、高倉下命といふ神にしめして、此の劔を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒の病み臥せりける

も、皆起きぬ。又神魂命の孫、武津之身命、大鳥となりて、軍の御さきに仕ふまつる。天皇ほめて、八咫鳥と號し給ふ。又金色の鷗下りて、皇弓のはずに居たり。その光てりかゞやけり。これによりて、皇軍大いに勝ちぬ。宇麻志間見命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。その軍をひきゐて、隨ひ申しにけり。天皇甚だほめましく、て、天より下れる御劔を授けて、その大勳にこたふとぞ宣はせける。この劔をば、豊布都の神と號せり。初めは大和の石上にましく、き。後には常陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見命、又饒速日尊、天降りしとき、外祖高皇產靈尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇に奉る。天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき。この寶をもすなはち宇麻志間見命にあ

づけ給ひて、大和の石上に安置せり。
かくて、天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて、宮
づくりす。その制度、天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へ
る三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくします。皇宮
神宮ひとつなりしかば、國々の御調物をも、齋藏に納めて、官
物神物のわきだめなかりき。天兒屋根命の孫、天種子命、天太
玉命の孫、天富命、専ら神事をつかさどる。神代の例にことな
らず。また靈時を鳥見山の中に建て、天神神祇を祭らしめ
給ふ。この天皇、天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳お
はしましき。

六、景行天皇

第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道
主王の女なり。辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまし
ます。十二年秋、熊襲叛きて貢ぎ奉らず。八月に天皇、筑紫に幸
して、これを征し給ふ。十三年夏、悉く平げて、高屋の宮にまし
ます。十九年秋、筑紫より還り給ふ。二十七年秋、熊襲また叛き
て、邊境をおかしけり。皇子小碓、御年十六、幼きより雄畧の氣
まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎をあげ給ひしかば、熊
襲を討たしめ給ふ。冬十月に、密にかの國に至り、奇謀を以て、
その梟帥取石鹿文といふものを殺し給ふ。梟帥ほめ奉りて、
日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げてかへり給ふ。所
々にして、あまたの悪神を殺しつ。二十八年春、かへりごと申
し給ひけり。天皇その功をほめて、惠み給ふこと諸子にこと

なり、四十年夏、東夷多く叛きて、邊境さわがしかりければ、また日本武の皇子をつかはす。吉備の武彦、大伴の武日、を、左右の將軍として、あひそへしめ給ふ。十月に枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまかり申し給ふ。かの命、神劔を授けて、慎みて、なおこたりそ。と教へ給ひけり。駿河に至るに、賊徒、野に火をつけて、害し奉らんことをはかりけり。火の勢、免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劔、自ら抜けて、傍の草をなぎ拂ふ。これより、名を改めて、草薙の劔といふ。また火打をもて、火を出だして、向ひ火をつけて、賊徒を焼き殺されにき。これより船に乗じ給ひて、上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國に至り、悉く蝦夷を平げ給ふ。かへりて常陸をへ、甲斐に越え、又武藏、上野をへて、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾

吾孀者耶
吾孀はわが妻の
 義はやは感動
 詞なり

をしのび給ふ。東南の方をのぞみて、吾孀者耶と宣ひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ。これより道を分け、吉備の武彦をば、越の國につかはして、不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ひしが、かの國に宮簀媛といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の妹なり。この女を召して、淹しく留り給ひし間、五十葺の山に、荒神ありと聞えければ、劔をば、宮簀媛の家に留めて、徒よりいでます。山神、化して小蛇になりて、御道によこたはれり。尊、またぎ越えて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢にうつり給ふ。能褒野といふ所にて、御病甚だしくなりにければ、武彦命をして、天皇に事の由を奏して、遂にかくれ給ひぬ。御年三十なり。天皇きこしめして、哀しみ

給ふこと限りなし。群卿百寮に仰せて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國をさして飛び、彈琴原に止れり。其の所に、又陵を作らしめられければ、又飛びて、河内の古市に止る。その所に陵を定められしかど、白鳥また飛びて天にのぼりぬ。よりて三の陵あり。かの草薙の劔は、宮簀媛あがめ奉り、尾張に止り給ふ。今の熱田の神にまします。

七、仁徳天皇

第十七代、仁徳天皇は、應神第一の子、御母は仲姬命、五百城入彦皇子の女なり。大鷦鷯尊と申す。應神の御時、菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてましくしを、愛しみ給ひて、太子に立てんと思し召しけり。兄の御子達、肯ひ給はざりしを、この

天皇獨り肯ひ給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になん定め給ひける。應神崩れましく、しかば、御兄たち、太子を失はんとせられしを、この尊覺りて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき。茲に太子、天位を尊に譲り給ふ。尊固くいなみ給ふ。三年になるまで、互に譲りて位を空しくせり。太子は山城の宇治にまします。尊は攝津の難波にましけり。國々の御つき物も、あなたかなたに受け取らずして、民の愁となれりしかば、太子自ら失せ給ひぬ。尊驚き歎き給ふ事かぎりなし。されど、のがれますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします。日嗣をうけ給ひしより、國を鎮め民を憐み給ふこと、例も稀なりし御ことによ。民間のまづしきことをおぼして、三年の

御調をとゞめられぬ。高殿に登りて見たまへば、にきはしく見えけるによりて、

高き屋にのぼりて見れば烟たつ

民のかまどはにきはひにけり

とぞよませましくける。さて猶三年を許されければ、宮の中破れて、雨露もたまらず、宮人の衣やつれて、そのよそほひも全からず。帝は、これを樂しみとなん思し召しける。かくて六年といふに、國々の民各參り集まりて、大宮づくりし、色々の御調を備へけるとぞ。ありがたかりし御政なるべし。天下を治め給ふこと八十七年、百十歳おましくき。

八 皇極天皇

高き屋云々
此歌は御製にあらずして左大臣時平大鶴四尊の風にて「たか殿に登りて見れば天の下四方に烟りて今ぞ宮かゝる」といふ歌を誤りて御製とせしにやあらんといふ

第三十六代、皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。舒明天皇、皇后とし給ふ。天智、天武の御母なり。舒明崩れまして、皇子幼くおはしまし、かば、壬寅の年即位。大倭の明日香河原の宮にまします。この時に、蘇我蝦夷の大臣、並にその子入鹿、朝權を専らにして、皇家をないがしろにする心あり。その家を宮門といひ、諸子を王子となんいひける。上古よりの國記重寶、みな私宅に運び置きてけり。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖德太子の御子達の科なくましくしをも、滅ぼし奉る。

ここに皇子中大兄と申すは、舒明の御子、この天皇の御所生なり。中臣鎌足の連といふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も、家に火をつけて失せぬ。國記重寶は皆焼けにけり。

蘇我の一門、久しく權をとれりしかども、積悪の故にや、皆亡びぬ。山田石川麻呂といふ人ぞ、皇子と心をかよはし申しければ滅びざりける。この鎌足の大員は、天兒屋根命の二十一世の孫なり。昔天孫天降り給ひし時、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の敕をうけて、輔佐の神にまします。中臣といふことも、二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ。その孫天種子命、神武の御代に、祭事をつかさどる。上古は、神と皇と一にましくしかば、祭をつかさどるは、すなはち政をとれるなり。その後、天照大神、始て伊勢の國に鎮まりまし、時、種子命のすゑ、大鹿島命、祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子までも、その官にて仕へたり。鎌足に至りて、大勳をたて、世に寵せられしによりて、祖業を興し、先烈

をさかやかされける。やんごとなきなり。且は神代よりの餘風なれば、しかるべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。また中臣を改めて、藤原の姓を給へり。この天皇、天下を治め給ふこと三年ありて、同母の御弟、輕王に譲り給ふ。御名を皇祖母尊とぞ申しける。

九 稱徳天皇

第四十八代、稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日、更に即位、同七日改元太上天皇孝謙天皇、ひそかに藤原の武智麻呂の大臣の第二の子、押勝を幸し給ひき。大師正一位になる。見給へば、あましきとて、藤原に二字をそへて、惠美の姓を給ひき。天下の政しかしながら委任せられにけり。後に道鏡といふ

法師また寵幸ありしに、押勝怒をなし、淳仁天皇廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯れて誅に伏しぬ。帝も淡路にうつされ給ふ。かくて上皇重祚あり。さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけんかし。

この道鏡はじめは大臣に准じて、大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ。それによりて、つぎに納言・參議にも、法師を交へなされにき。道鏡世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや。大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき。されども力およばざりけるこそ。抑この道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶あかずして、皇位につかんといふ志ありけり。女帝さすがに、思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の

清麻呂といふ人を、敕使にさして、宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さまに託宣ありて、更にゆるされず。清麻呂歸參して、ありのまゝに奏聞せり。道鏡怒をなして、清麻呂がよほる筋を断ちて、土佐の國に流し遣はせり。清麻呂愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來て、そのきずをいやしてけり。光仁位につき給ひしかば、すなはち召し歸へさる。神威をたうとび申して、河内國に寺を立て、神願寺といひしを。のちに高雄の山にうつし立つ、今の神護寺これなり。件の頃までは、神威もかくいちじるきことなりき。道鏡遂に望をとげず。女帝もまた程なくかくれ給ふ。

十、桓武天皇

第五十代第二十八世桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元。初は平城にまします。山背の長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて、山城といふ。永代にかはるまじくなん、はからはせ給ひける。昔、聖徳太子、蜂岡にのほり給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なり。百七十餘年ありて、都を遷されてかはるまじき所なり。と、宣ひけるとぞ申し傳へたる。其の年紀もたがはず、また數十代不易の都となりぬる。誠に、王氣相應の福地たるにや。此の天皇、大に佛法をあがめたまふ。延暦二十三年、傳教、弘法、敕をうけて、唐へ渡り給ふ。その時、すなはち唐朝へ使を遣はさる。大使は參議左大辨兼越前守藤原葛野麻呂の

四神
左は蒼龍、右は
白虎前は朱雀、
後は玄武なり

朝臣なり。傳教は天台の道邃和尚にあひて、其の宗をきはめて、おなじき二十四年、大使と共に歸朝せらる。弘法は猶彼の國にとゞまりて、大同年中にかへり給ふ。此の御時、東夷叛亂しければ、阪上田村麻呂を、征東大將軍になして遣はされしに、悉く平げて歸り詣でけり。此の田村麻呂は、武勇人に優れたりき。初は近衛の將監になり、少將に移り、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけた。文をもかねたればにや、納言にもものほりにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇天下を治め給ふ事廿四年、七十歳おまし／＼き。

十一、清和天皇

第五十六代、清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文徳第四

の子、御母は皇太后藤原明子、攝政太政大臣良房の女なり。我が朝は幼主位に居たまふこと稀なりき。この天皇九歳にて即位、天安二年己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣はじめて攝政せらる。但しこの藤原の一門、神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、さきにも所々に記し侍りき。淡海公の、ち、參議中衛大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く榮えずやありけん。内麻呂の子冬嗣の大臣、藤原の衰へぬることをなげきて、弘法大師に申しあはせて、興福寺に南圓堂を立て、祈り申されけり。此の時、明神、役夫に交りて、

補陀落の南のきしに堂たて、

いまぞさかえん北のふぢなみ

淡海公
藤原不比等なり

氏の長者
一族の中にて官
位譜第一の人
をいふ

と詠じ給ひけるとぞ。この時に、源氏の人、あまた失せにけりと申す人あれど、大いなるひが事なり。皇子皇孫の源の姓をたまひ、高官高位にいたる事は、この後のことなれば、誰人か失せはべるべき。されど彼の一門の榮えしこと、誠に祈請に應へたりとは見えたり。大かたこの大臣、遠き慮おはしけるにこそ。子孫親族の學問を勧めん爲に、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家これをつかさどりて、人を教ふる所なり。彼の大學の南に、この院を建てられしかば、南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、宗と、この院を管領して、興福寺、及び氏の社の事をとり行はる。良房の大臣、攝政せられしより、かの一流に傳はりて、絶えぬことになりにけり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定まれる職になり

ぬ。おのづから攝關といふ名をとゞめらるゝ時も、内覽の臣を置かれたれば、執政の義かはることなし。天皇おとなび給ひければ、攝政まつりごとをかへし奉りて、太政大臣にて、白河に閑居せられにけり。君は外孫にましませば、猶も權を専らにせらるとも、争ふ人あるまじくや。されど謙退の心ふかく、閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり。其の頃、大納言伴善男といふ人寵ありて、大臣を望む志なんありける。時に三公、闕なかりき。信の左大臣を失ひて、その闕にのぞみ任せられんと相計りて、先、應天門を焼かすむ。左大臣、世を亂らんとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣この事を聞き、驚き遠てられけるあまりに、

烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して、馳せ參じて申しなだめられにけり。其の後、善男が陰謀あらはれて、流刑に處せらる。此の大臣の忠節、誠にやんごとなき事になん。此の御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水に遷り給ひき。天皇きこしめして、勅使を遣はし、その所を點し、もろもろの工に仰せて、新宮を作りて、宗廟に擬せらる。天皇、天下を治め給ふこと十八年、太子に譲りて退かせ給ふ。中三とせば、かりありて出家、慈覺の弟子にて、灌頂受けさせ給ふ。丹波の水尾といふ所にうつらせ給ひて、練行しましゝが、程なくかくれたまひき。御年三十一歳おましゝき。

十二、光孝天皇

昭宣公
基經公

第五十八代第三十一世光孝天皇諱は時康小松の帝とも申す。仁明第二の子御母は贈皇太后藤原澤子贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられ給ひし時攝政昭宣公もろくの皇子を相し申されけり。この天皇一品式部卿兼常陸大守と聞えしが御年高くて小松の宮にましくけるに俄に詣でて見たまひければ人主の器量餘の皇子だちに勝れましけるによりて即ち儀衛をとのへて迎へ申されけり。本位の服を着しながら鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり。乙己に改元。

踐祚
古は即位と別なし
中世以後は別な
し中世以後は別な
先づ位をつけて
先づ位をつけて
後には踐祚と申し
式に大禮を行は
せらるゝを即位
といふ

踐祚のはじめ攝政を改めて關白とす。これ我が朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが宣帝のとき政を返して退きけるを萬機の政猶光に關り白さしめよ。とありしがその名

その子
長子の時平をい

をとりて授けられにけり。この天皇昭宣公の定めによりて立ち給ひしかば御志も深かりしにや。その子を殿上に召して元服せしめ御みづから位記を遊ばして正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶えにける芹川の御幸などありて古き跡を興さるゝことも聞えき。天下を治め給ふこと三年五十七歳おましゝき。大かた天皇の世繼を記せるふみ昔より今に至るまで家々に數多あり。かく記し侍るも更に珍しからぬことなれど神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さんが爲なり。我が國は神國なれば天照大神の御はからひにまかせられたるにや。されど其の中に御誤あれば曆數も久しからず。又終には正路にかへれど一旦もしづませ給ふ例もあり。これ

は皆自らなさせ給ふ御科なり。冥助の空しきにはあらず。神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝにつがせ給へり。疑はしからず。日本武尊世を早くしましゝによりて、御弟成務へだたり給ひしかど、日本武の御子にて、仲哀傳へましましぬ。仲哀、應神の御後に、仁徳傳へ給へりしが、武烈悪王にて、日嗣絶えましゝし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇選ばれ立ち給ふ。これなん珍しき例にはべる。されど二つをならべて争ふ時にこそ、傍正の疑もあれ。群臣、皇胤なきことを愁へて、求め出で奉りし上に、その御身賢にして天の命をうけ、人の望に叶ひましゝければ、とかくの疑あるべからず。その後相續ぎて、天智、天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流、久しく傳へられしに、稱徳女帝にて

御嗣もなし。又政も亂りがはしく聞えしかば、慥なる御讓もなく、絶えにき。光仁また傍より選ばれて立ち給ふ。これなん又繼體天皇の御事に似たまへる。然れども天智は正統にてましゝき。第一の御子大友こそ、誤りて天下を得たまはざりしかど、第二の皇子にて、施基の御子御科なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へること、正理にかへるとぞ申し侍るべき。今の光孝、また昭宣公の選びにて立ち給ふといへども、仁明の太子、文徳の御流なりしかど、陽成悪王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れましゝければ、疑なき天命とこそ見え侍れ。かやうに傍より出で給ふ事、これまで三代なり。人のなせることゝは心得奉るまじきなり。さきに記しはべる理を、よく辨へらるべ

三代
繼體 光仁、光孝

きものかな。

十三、宇多天皇

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、皇太后班子の女王、仲野親王の女なり。元慶の頃、孫王にて、源氏の姓を給はらせましき。そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時、加茂の大神顯はれて、皇位につかせ給ふべき由を示し申されけり。踐祚の後、かの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひける故とぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達を置きて、讓を受け給ふまづ親王として、皇太子に立ち、即ち受禪、同年の冬即位。中一年ありて己酉寛平九年に改元。踐祚のはじめより、太政大臣基經また

關白せらる。この關白薨じて後は、暫くその人なし。

天下を治め給ふこと十年、位を太子に讓りて、太上天皇と申す。中一年許ありて、出家せさせ給ふ。御年三十三にや。若きよりの御志ありきとぞ仰せ給ひける。弘法大師四代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺にして灌頂をさせ給ふ。又智證大師の弟子増命僧正にも、比叡山にて受けさせ給へり。弘法の流を宗とせさせ給ひければ、その御法流とて今に絶えず。仁和寺に傳へ侍るは是なり。王位を去りて釋門に入ることは、その例多しといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼體し給へる、ありがたきためしにや。

今の世までも賢かりしことには、延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ、上代によれば、無爲の御政なりけん

と推し量られ侍る。菅氏の才名に依りて、大納言大將まで登用し給ひしも、この御時なり。又讓國の時、様々訓へ申されし、寛平の御誠とて、君臣仰ぎて見奉ることもあり。昔もろこしにも、天下の明德は、虞舜より始まると見えたり。唐堯の用ゐられ給ひしによりて、舜の徳も顯れ、天下の道も明かになり、にけるとぞ。二代の明德をもちて、この事おしはかり奉るべし。御壽も長くて、朱雀院の御代にぞ崩れさせ給ひける。七十六歳おまし〜き。

十四 醍醐天皇

第六十代、第三十三世、醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女なり。寛平九年丁巳の年即位。

譜代
代々系圖正しく
して官位の次第
みだれず功績あ
るないふ

終に傾け奉り
しこと
道眞を太宰権帥
に下して筑前に
左遷なさせしめたる
善相公清行
三善清行ないふ

昌泰元年戊午に改元。大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の敕を受けて輔佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を内覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位につき給ふ。幼くましくしかども、聰明叡哲にきこえ給ひき。兩大臣天下の政をせられしが、右相は、年もたけ才も賢くて、天下の望む所なり。左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし。ある時、上皇の御在所、朱雀院に行幸、猶、右相にまかせらるべしといふさだめありて、既に召し仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されてやみぬ。その事世に洩れにけるにや、左相憤を含み、様々の讒を設けて、終にかたぶけ奉りしことこそあさましけれ。この君の御一失と申し傳へ侍りし。善相公清行朝臣は、このこと未だ萌さざりしに、兼てさととりて、菅氏に

災を遁れ給ふべき由を申しけれど、沙汰なくてこのこと出で來にき。

さきにも申し侍りし、我が國には、幼主の立ち給ふこと、昔はなかりしことなり。清和天皇、陽成天皇貞觀・元慶の二代、始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公、昭宣公、攝政にて、天下を治めらる。この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなくて、御みづから政をしらせましくける。猶御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけん。聖も賢も一失はあるべきにこそ。その趣き經書に見えたり。曾子は、我日三省吾躬といひ、季文子は「三思」ともいへり。聖徳のほまれましまさんにつけても、いよく慎みますべき事なり。

この君、久しく世を保たせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふこ

と、上代にこえたり。天下泰平、民間安穩にて、本朝仁徳の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜のかしこき道にもたぐへ申しき。この天皇天下を治め給ふこと三十二年、四十六歳おましましき。

十五、朱雀天皇

第六十一代、朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の稚子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子早世、その御子慶頼の太子も、打ち續き崩れましくしかば、保明一腹の御弟にて立ち給ふ。延喜八年庚寅の年即位、承平元年辛卯に改元、外舅左大臣忠平攝政せらる。寛平に、昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき。この君、又幼主にて立ち給ふによりて、

故事にまかせて、萬機を攝行せられけるにこそ。

使

檢非違使をいふ

この御時、平の將門といふ者あり。上總介高望が孫なり。執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて憤をなし、東國に下向して、叛逆を起してけり。まづ、伯父常陸の國の大椽國香を攻めしかば、國香自殺しぬ。これより坂東をおしなびかし、下總の國相馬郡に居所を占め、都と名づけ、自ら平親王と稱し、官爵を成し與へけり。これによりて天下騒動す。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基、藤原仲舒を副將軍として、差しつかはさる。平貞盛、藤原秀郷等、心を一つにして將門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は道より歸りまゐりにき。藤原の純友といふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せし

貞信公
藤原忠平公

をば、少將小野好古を遣はして追討せらる。かくて天下しづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこのみだれ出で來る。天皇もおだやかにましましけり。また貞信公の執政なりしかば、政の違ふこと侍らじ、時の災難にこそとぞ覺え侍る。

天皇御子ましまさず。一腹の御弟太宰の帥の親王を、太弟に立て、天位を譲りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十六年、三十歳おましゝき。

十六 村上天皇

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。天慶九年丙午のとし即位、天曆元年丁未に改元、兄弟相讓ら

延喜延長
共に醍醐天皇の
御代の年號

文武成康
文武王成王康
王

文景
前漢の孝文孝景
なり

せ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。
この天皇、賢明の御ほまれ、先皇の跡をつぎ申させ給ひけれ
ば、天下安寧なることも、延喜延長の昔に異ならず。文筆諸藝
を好み給ふことも、かはりまさりけり。萬の例には、延喜天
曆の二代とぞ申し侍る。もろこしの賢き明王も、二三代傳は
るは稀なりき。周には文武成康、漢には文景などぞありがた
き事に申しける。光孝傍よりえらばれ立ち給ひしに、打ち續
き明王の傳へ給ひし。我が國の中興すべき故にこそ侍りけ
め。又繼體も、唯此の一流にのみぞ定めぬ。
末つ方、天徳年中にや、始て内裡に炎上ありて、内侍所も焼け
にしが、神鏡は灰の中よりぞ出だし奉る。圓規損ずることな
くして、分明に現れ出でたまひぬ。見奉る人、驚感せずといふ

御記
天曆御記のこと
にて村上天皇の
御撰なり
南殿
紫宸殿の一名に
して南面にて承
明門の内におり

ことなしとぞ御記に見えはべる。この時に神鏡の、南殿の櫻
にかゝらせ給ひけるを、小野宮實賴の大臣、袖にうけられた
りと申すことあれど、僻事をなん言ひ傳へ侍るなり。この天
皇天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おましましき。
御子多くましくし中に、冷泉圓融は天位につき給ひしか
ば、申すに及ばず、親王の中に具平親王、賢才文藝のかた、代々
の御跡をよく相續ぎ申し給ひけり。一條の御代によるづ昔
をおこし、人を用ひましくければ、この親王昇殿し給ひし
日、清涼殿にて作文ありしに、所貴是賢才といふ題にて韻を
探らるゝことありき。この親王の御爲なるべし。凡諸道に明
かに、佛法の方まで暗からざりけるとぞ。昔より源氏多かり
しかども、この御末のみぞ、今に至るまで、大臣以上に至りて

相つぎ侍る。

源氏といふことは、嵯峨の御門、世の費を思し召して、皇子皇孫に姓を給ひて、人臣となしたまふ。すなはち、御子あまた源氏の姓を給はる。桓武の御子、葛原の親王の男、高棟、平の姓を給はり、平城の御子、阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給はることも、この後の事なれども、これはたまの義なり。弘仁以後、代々の御後は、みな源の姓を給ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸など立てられて、世の費なりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器に隨ひ昇殿すべき御掟なるべし。姓を給はる人は、直に四位に叙す。當君のは三位なるべしと云ふ。

十七、後三條天皇

昔もかゝるた
めし侍りき
欽明天皇は繼體
天皇の嫡子にて
母の仁賢天皇の
は仁賢天皇の女
に仁賢天皇の孫
に仁賢天皇の孫
をいふなり

第七十一代、三十八世、後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の子、御母は中宮禎子内親王、三條院の皇女なり、後朱雀の御素意にて、太弟に立ち給ひき。また三條の御末をもうけ給へり。昔もかゝる例侍りき。兩流を内外にうけ給ひて、繼體の主となりまし。くき。治暦四年、延久元年、戊申のとし即位、己酉に改元。

この天皇、東宮にて久しくおはしましたしければ、靜に和漢の文、顯密の教までも、暗からず知らせ給ふ。詩歌の御製も、あまた人の口に侍るめり。後冷泉の末さま、世の中あれて、民間の愁ありき。四月より位に居たまひしかば、未だ秋のをさめにも及ばぬに、世の中のなほりにける。有徳の君にてまし。くけるとぞ申し傳へ侍る。始て記録所といふ所を置かれて、國々

記録所

莊園の券を記録せられし官、新立の莊園も券の分、舊莊園も券の分、明ならす又妨げあるは停めらる、後には論地も訴ねたりの裁判なも兼

の衰へたることをなほされき。醍醐村上延喜天曆より以來には、誠に賢き御事なりけんかし。天下を治め給ふこと四年、太子に譲りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。この御時よりぞ、執柄の權を抑へられて、君の御自ら政をしらせ給ふことにかへり侍りにし。されどその頃までも、讓國の後、院中にて政務ありとは見えず。四十歳おましくき。

十八、後白河天皇

第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳同母の御弟なり。近衛は鳥羽の上皇、鍾愛の御子なりしに、早世しまししく、ぬ。崇徳の御子重仁の親王、つがせ給ふべか

りしに、本より御中心よからでやみぬ。鳥羽上皇思し召し煩ひけれど、この御門たゝせ給ふ。立太子もなくて、直に居させ給ふ。今はこの御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る。久壽二年乙亥の年即位、保元元年丙子に改元、年號を保元といふ。元年七月鳥羽晏駕ありしかば、天下をしらせ給ふ。

左大臣頼長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才高く、久しく執柄にて仕へられき。この大臣も漢才は高く聞えしかど、本性あしくおはしけるとぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をばおきながら、藤氏の長者になり、内覽の宣旨を蒙らる。長者の他人にわたる事、攝政關白始まりてはその例なし。内覽は昔醍醐の御代の始めつかた、藤原時平本院

の大臣と菅家と政を輔けられし時相並びてその號ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず。その例違ふにや。兄の大臣は、本性、穩かにおはしければ、思ひいれぬ様にてぞ過されける。近衛の御門崩れ給ひし頃より、内覽をやめられたりしに、恨をも含み、大方天下を我まゝにとはからはれけるにや。崇徳の上皇を申し勸めて世を亂らる。父の法皇鳥羽晏駕の後、七ヶ日ばかりやありけん、忠孝の道かけにける事と見えたり。法皇鳥羽もかねて悟らしめたまひしにや、平清盛源義朝等に召し仰せて、内裏を守り奉るべきよし、救命ありきとぞ。
崇徳上皇上皇、鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿といふ所にて、既に兵を集められければ、清盛義朝等に救して、上皇の宮を攻めらる。官軍勝にのれりしかば、上皇は西山の方に遁れ、左大臣

奈良坂の戦
弘仁元年尚侍梁
子藤原仲成の亂
かいつ

は流れ矢にあたりて、奈良坂の邊まで落ち行かれけるが、終に害死せられぬ。上皇御出家ありしかど、なほ讃岐に遷され給ふ。大臣左大臣頼長の子も國々へ遣さる。武士ども、多く誅に伏しぬ。その中に源爲義と聞えしは、義朝が父なり。いかなる御志かありけん、上皇の御方にて、義朝と各別になりぬ。餘の子どもは、父に屬しけるにこそ。軍破れて爲義も出家したりしを、義朝預りて誅せしこそ。例なきことには侍れ。嵯峨の御代に、奈良坂の戦ありし後は、都に兵革といふことなかりしに、これより亂れそめぬるも、時運のくだりぬる姿とぞ覺え侍る。この君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤家の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されど時にあはずして、出家したりしに、この御代にいみじく用ひられて、内

里大裏
假皇居なり

々には、天下の事さながらはからひ申しけり。大内は、白河の御代より、久しく荒廢して、里内裏にのみましくしを、謀を廻らし、國の費もなく造り立て、絶えたる公事どもをも申し行ひき。すべて京中の道路などもはらひ清めて、昔に歸りたる姿にぞありし。

五代の父祖
二條高倉は御子
にて六條安徳後
鳥羽は御孫に當
らせ給ふ

天下を治め給ふこと三年、太子に譲りて、例の如く尊號ありて、院中にて天下をしらせ給ふこと三十餘年、その間に御出家ありしかど、政務はかはらず、白河、鳥羽兩代の如し。されどうちつゞき亂世にあはせたまひしこそあさましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歳おまし〜き。

十九 二條天皇

第七十八代、二條院諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり、保元三年戊寅の年即位、平治元年己卯に改元、年號を平治といふ。

右衛門督藤原の信賴といふ人あり。上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事をさへきかせらるゝまでなりにければ、おごりの心も萌して、近衛の大將を望み申し、を、通憲法師諫め申してやみぬ。その時、源義朝朝臣が、清盛朝臣におさへられて、恨を含めりけるを、相計ひて、叛逆を思ひ企だてけり。保元の亂には、義朝が功高く侍りけれど、清盛は通憲法師が縁者になりて、殊の外にめしつかはる。通憲法師、清盛等を失ひて、世を恣にせんとぞはからひける。清盛熊野に詣でける隙を窺ひて、まづ、後白河天皇上皇御座の三條殿といふ所を焼きて、大内

通憲法師が縁者
通憲の子成範清盛の女を娶る

傍に
墨御所をいふ

に遷し申し、二條天皇主上をも傍に押し籠め奉る。通憲法師遁れがた
くやありけん、自ら失せぬ。その子どもやがて國々へ流し遣
はす。

通憲も才學あり、心もさかしかりけれど、己が非をしり、未萌
の禍を防ぐまでの知分やかけたりけん。信賴が非をば諫め
申しけれど、我が子どもは顯職顯官に登り、近衛中將などに
さへなし、參議以上にあがるもありき。かくて失せにしかば、
これも天意に違ふ所ありといふことは疑なし。

清盛このことを聞き、道より上りぬ。信賴かたらひ置きける
近臣等の中に、心がはりする人々ありて、主上上皇を忍びて
出だし奉り、六波羅清盛が家に遷し申してけり。すなはち信賴義朝
等を追討せらる。程なく打ち勝ちぬ。信賴は捕はれて首をき

らる。義朝は東國へころざして遁れしかど、尾張の國にて
うたれぬ。その首を梟せられにき。

義朝重代の兵たりし上、保元の勳功すてられがたく侍りし
に、父の首をきらせたりしこと、大いなる科なり。古今にもき
かず、和漢にも例なし。勳功に申し替ふるとも、自ら退くとも、
などか父を申し助くる道なかるべき。名行かけはてにけれ
ば、いかでか終にその身を全くすべき。滅びぬることは天の
理なり。凡かゝることは、その身の科はさることにて、朝家の
御誤なり。よく／＼案あるべかりける事にこそ。

その頃、名臣もあまたありしにや。また通憲法師よろづ申し
行ひしに、などか諫め申さゞりける。大義には滅親といふこ
とのあるは、石碯といふ人、その子を殺したることなり。不忠

の子を殺すは理なり。父不忠なりとも、子として殺すといふ道理なし。孟子に譬をとりていへるに、舜の天子たりし時、その父瞽叟人を殺すことあらむを、時の大理なりし皋陶捕へたらば、舜はいかゞし給ふべきといふに、舜は位をすて、父を負ひてぞ去らまし。とあり、大賢の教なれば、忠孝の道あらはれておもしろく侍り、保元平治よりこのかた、天下亂れて武用さかりに、王位軽くなりぬ。未だ太平の世にかへらざるは、名行の破れそめしによれる事とぞ見えたる。

かくて暫し鎮れりしに、主上上皇御中あしくて、主上の外舅大納言經宗御めのと子の別當惟方等、後白河上皇上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せて召し捕へられ、配所に遣はさる。これより清盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣にあがり、そ

の子大臣大將になり、剩へ兄弟、左右の大將にてならべりき、天下の諸國は、半ばすぐるまで家領となし、官位は多く一門家僕にふさげたり。王室の權、更になきが如くなりぬ。

この天皇、天下を治め給ふこと七年、二十三歳おましくき。

二十 高倉天皇

第八十代、第四十三世、高倉院諱は憲仁、後白河第五の御子、御母は皇后平滋子、贈左大臣時信の女なり。仁安三年戊子の年即位、嘉應元年己丑に改元、上皇天下を知らせ給ふこととの如し。清盛權を專にせしことは、殊更にこの御代のことなり。其の女徳子、入内して女御とす。即ち立后ありき。末つ方やうく所々に反亂の聞えあり。清盛一家非分のわざ、天意に背きけるにこそ、嫡

子内大臣重盛は、心ばえさかしく、父の悪行なども諫め留めけるさへ、世をはやくしぬ。彌おごりを極め、權を恣にす。時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣おはせしも、中らひ宜しからぬことありて、太宰權帥にうつして配流せらる。妙音院の師長の大臣も、京中を出ださる。その外に罪せらるゝ人多かりき。從三位源賴政といひし者、院の御子以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮におはせしをすゝめ申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はんとはかりけり。こと顯はれて、皇子も失はれ給ひぬ。賴政も亡びぬ。かゝれどそれより亂れそめてけり。義朝朝臣が子賴朝、平治の亂に、死罪を申しなだむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁の王

の密旨をうけ給はり、院後白河法皇よりも忍びて仰せつかはす道ありければ、東國をすゝめて義兵をおこしぬ。清盛いよく悪行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ。俄に遜位のことありしも、世を厭はせましける故とぞ。天下を治め給ふこと十二年。世の中の御祈にや、平家の取分け、あがめ申す神なりければ、安藝の嚴島になん參らせ給ひける。この御門御心ばえもめでたく、孝行の御志も深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號ありて、程なく世を早くし給ふ。二十一歳おましましき。

廿一 安徳天皇

第八十一代、安徳天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平

徳子、太政大臣清盛が女なり。治承四年庚子の年即位、養和元年辛丑に改元。

後白河法皇法皇なほ世をしらせ給ひき。平氏はいよくおごりをなし、

諸國は既に亂れぬ。都をさへ遷すべしといひて、攝津國福原

とて、清盛がすむ所のありしに、行幸せさせ申しけり。後白河院高倉院法皇上

皇も同じく遷し奉る。人の恨多く聞えければにや、かへし奉

る。幾程もなく清盛かくれ、次男宗盛その跡をつぎぬ。世の亂

をも顧みず、内大臣に任ず。天性父にも兄にも及ばざりける

にや、威望もいつしか衰へ、東國の軍既にこはくなりて、平氏

の軍、所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登ら

せ給ふ。平氏力を落し、主上を勧め申して、西海に没落す。中三

年許りありて、平氏悉く滅亡す。清盛が後室、從二位平の時子

といひし人、この君を抱き奉り、神璽を懷にし、寶劔を腰にさ

しはさみて海中にいりぬ。あさましかりし亂世なり。天下を
をさめたまふこと三年、八歳おまし〜き。

廿二 後鳥羽天皇

第八十二代、四十四世、後鳥羽院、諱は尊成、高倉第四の子、御母

は七條院藤原殖子、入道修理太夫信隆の女なり。安徳天皇先帝西海に

臨幸ありしかど、後白河法皇祖父法皇の御世なりしかば、都はかはらず、

攝政基通の大臣を平氏の縁にて供奉せられしかど、諫め申

す輩ありけるにや、九條の大路邊より留まられぬ。その外、平

氏の親族ならぬ人々は、御供仕うまつる人なかりけり。還幸

あるべき由、院宣ありけれど、平氏承引し申さず。よりて太上

法皇の詔にて、この天皇立たせ給ひぬ。親王の宣旨までもな

し。まづ皇太子とし、即ち受禪の儀あり。元暦元年即祥永三年翌年甲辰にあたる年、四月に改元、七月に即位。この同胞に高倉の第三の御子まし、しかど、法皇この君をえらび定め申し給ひけるとぞ。先帝三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚のはじめの、違例に侍りしかども、法皇國の本主にて、正統の位を傳へまします。皇太神宮熱田の神明かに守り給ふことなれば、天位つゝがましまさず。平氏滅びてのち、内侍所神璽は返りいらせ給ふ。寶劔は終に海に沈みて見えず。其のころほひは、晝の御座の御劔を、寶劔と擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劔を奉らせ給ひしによりて、近頃までの御守なりき。三種の神器のことは、所々に申し侍りしかども、まづ内侍所は神鏡なり。八咫の鏡と申す。正體は皇太神宮に齋ひ奉る。内

侍所にましますは、崇神の御代に鑄かへられたりし御鏡なり。村上の御時、天徳年中に火事にあひ給ふ。それまでは圓規かけましまさず。後朱雀の御時、長久年中、重ねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。されど正體は恙なくて、萬代の宗廟にまします。寶劔も正體は天叢雲の劔と申す。熱田の神宮にいはひ奉る。西海に沈みしは、崇神の御代に同じくつくりかへられし劔なり。失せぬることは、末世のしるしにやと恨めしけれど、熱田の神、あらたなる御事なり。昔、新羅國より、道行といふ法師來りて、盗み奉りしかど、神變を顯はして、我國を出で給はず。かの兩種は、正體昔にかはりましまさず。代々の天皇の遠き御守として、國土のあまねき光となり給へり。失せにし寶劔は、もと

より如在の事とぞ申し侍べるべき。神璽は、八坂瓊の曲玉と申す。神代より今にかはらず、代々の御身を離れぬ、御守なれば、海中より浮び出で給へるも理なり。

三種の御事は、よく心得奉るべきなり。なべてものしらぬたぐひは、上古の神鏡は、天徳・長久の災にあひ、草薙の寶劍は、海に沈みけりと、申し傳ふこと侍るにや、かへすがへす僻事なり。此の國は、三種の正體をもちて眼目とし、福田とすることなれば、日月の天をめぐらん程は、一つもかけ給ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚のさかえまさんこと、天地ときはまりなかるべしと侍れば、いかでか疑ひ奉るべき。今より行くさきも、いと憑もしくこそ思ひ侍れ。

平氏、未だ西海にありし程、源義仲といふもの、まづ入京す。兵

威盛なるを以て、世の中のことをおさへ行ひけり。征夷將軍に任ず。この官は、昔、阪上の田村麻呂までは、東夷征伐のため、に任ぜられき。その後、將門が亂に、右衛門督忠文の朝臣、征夷將軍を兼ねて節刀を給ひしより以來、久しくたえて任ぜられず。義仲ぞ始めてなりにける。餘りなること多くて、上皇御憤の故にや、近臣の中に軍を起し、對治せんとせしに、事ならずして、中々あさましきことなん出で來にし。東國の頼朝、弟範頼、義經等をさし上せしかば、義仲はやがて滅びぬ。さて、それより西海へ向ひて、平氏を平げしなり。天命極まりぬれば、巨猾も亡びやすし。人民の安からぬことは、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。かくて、平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御まゝなる

守護地頭
國司の外に武家より命じて國を掌らしむるものなほいひ地頭とは莊園郷保を支配するものなほいふ

べきかと覺えしに、賴朝勳功誠に例なかりければ、自らも權を恣にす、君もまた打ち任せられにければ、王家の權は彌衰へにき。諸國に守護をおきて、國司の威をおさへしかば、吏務といふこと名ばかりになりぬ。あらゆる莊園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。賴朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に越階して、正四位下に叙す。平氏追討の賞に、又越階して從二位に叙す。建久の初めにや、始て京上りして、やがて、一度に權大納言に任ず。又右近大將を兼ね、賴朝しきりに辭退しけれど、叡慮によりて朝獎ありとぞ。程なく辭退して、もとの鎌倉の館になん下りし。その後、征夷大將軍に拜任す。それより天下の事、東方のまゝになりにき。平氏の亂に、南都の東大寺、興福寺焼けにしを、東大

寺をば、俊乘といふ上人、勸め立てければ、公家にも委任せられ、賴朝も深く隨喜して、程なく再興す。供養の儀も、古き跡を尋ねて行はれけり。有りがたきことにや、賴朝も、重ねて京上りしけり。且は結縁のため、且は警固のためなりき。法皇崩れさせ給ひて、主上世をしらせ給ふ。すべて天下を治め給ふこと十五年。太子に譲りて尊號例の如し。院中にて、また二十餘年しらせ給ひしが、承久に事ありて御出家。隱岐の國にて崩れ給ひぬ。六十一歳おまし。くき。

廿三 仲恭天皇

廢帝、諱は懷成、順徳の太子、御母は東一條院藤原光子、故攝政太政大臣良經の女なり。承久三年春のころより、上皇思し召

廢帝
明治三年
仲恭天皇を奉
りて
まうす

飯豊天皇

押劔皇子の御女にして仁賢天皇の御妹に於ては、皇孫の御孫に在りて、位久しからざるに、故に日嗣に在りて、數へ奉らぬとぞ。

し立つことありければ、俄に讓國したまふ。順德御身を輕めて、合戰のことをも、ひとつ御心にせさせ給はん御謀にや、新主に讓位ありしかど、即位登壇までもなくて、軍やぶれしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へ遁れさせ給ふ。三種の神器をば、閑院の内裏に捨て置かれにき。讓位ののち七十七箇日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず。飯豊の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ。元服などもなくて、十七歳にてかくれまします。さて、その世の亂を思ふに、誠に末の世には、迷ふ心もありぬべく、又下の上をしのぐ端ともなりぬべし。そのいはれを、よく辨へらるべきことに侍り。賴朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し

後室の尼公

平政子といふ

召しけるも理なり。況やその跡絶えて、後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば、かれの跡を削りて、御心のまゝにせらるべしといふも、一往のいひなきにあらず。然れども、白河・鳥羽の御代の頃より、政道の古き姿やうく衰へ、後白河の御時、兵革起りて、姦臣世を亂り、天下の民、殆ど塗炭に落ちにき。賴朝一臂を振ひて、その亂を平げたり。王室は、古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし、東より西より、その徳に伏せしかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えず。これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすく覆さるべき。たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天よもくみし給はじ。つきに王者の軍といふは、科あるを討じ、疵なきをば滅さず。

頼朝高官に昇り守護の職をたまふ。これ皆法皇の敕裁なり。私に盗めりとは定めがたし、後室その跡を計ひ、義時久しく彼れが權をとりて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵ありといふべからず。一往のいはればかりにて、追討せられんは、上の御科とや申すべき。謀反起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし。かゝれば時の至らず、天の許さぬことは疑なし。

但、下の上を剋するは、きはめたる非道なり。終にはなどか皇化にまつるはざるべき。まづ誠の徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋するばかりの道ありて、その上の事とぞ覺え侍る。かつは世の治亂の姿をも、能くかんがみしらせたまひて、私の御心なくば、干戈を動さるゝか、弓矢を收めらるゝか、天の命

繼體の道も正路にかへり云々

後醍醐天皇四條天皇の御子後嵯峨天皇の御位に即き給ひしをいふ

に任せ、人の望にしたがはせ給ふべかりしことにや。終にしては、繼體の道も、正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の未だ達せぬには、あらざれど、一旦沈ませ給ひしこそ口惜しく侍れ。

廿四 後嵯峨天皇

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり。この御門承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひけり。通親の大臣の四男大納言通方、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して、隠し置き奉りき。十八の御年

うつろい
うつろの延音な

かの御子
順徳の御子忠成
王なされたるな

おだしく
種やかなるをい
ふなり

にや、大納言さへ世を早くせしかば、いとど無頼になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろいましくける。二十二歳の御とし、春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず、順徳院ぞ未だ佐渡におはしましけるが、御子達もあまた都に留り給ひし。入道攝政道家の大臣、かの御子の、外家におはせしかば、此の御流を天位につけ奉り、もとのまゝに世をしらんと思はれけるにや、その趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時はからひ申して、この君をすゑ奉りぬ。誠に天命なり、正理なり。土御門院御兄にて御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代つて、計らひ申しけるも理なり。
大かた、泰時こゝろ正しく政すなほにして、人をはぐくみ、物

本所
領主といふがごとし

法式
貞永式目五十一
條などをつくり
て法を嚴にせし
なり
七代
義時、泰時、經
時、時頼、時宗、
貞時、時義、時
高、時高、時高、
高時に至りて亡
びたり

におごらず。公家の御事を重くし、本所の煩をとゞめしかば、風の前に塵なくして、天の下すなはち静りき。かくて年代を重ねしこと、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として、久しく權をとることは、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら、二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、はからざる家業を始めて、兵馬の權をとれりしたためし稀なることにや。されど殊なる才徳は聞えず。又大名の下に誇る心やありけん、中二年ばかりぞありし。身まかりしかど、かの泰時相續ぎて徳政を先とし、法式を堅くせり。己が分をはかるのみならず、親族並びにあらゆる武士までもいまして、高官高位を望む者なかりき。その政、次第のまゝに衰へ、終に滅びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てるこそ、彼が餘薫なれば、恨

むる所なしといひつべし。
 凡そ保元平治より以來のみだりがはしさに、頼朝といふ人もなく、泰時といふ者なからましかば、日本國の人民、いかゞなりなまし。このいはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ、武備の勝ちにけると思へるは誤なり。所々に申しはべることなれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて、用意あるべきことの侍るなり。神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は、皆神物なり。君は尊くましまして、一人を樂しましめ、萬民を苦むることは、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺えはべる。
 まして人臣としては、君を貴び、民を憐み、天にせぐくまり地

長田狹田
共に天照大神の御田といはすべの田をいふ
 生井榮井
古語に井をほめていふ詞なり

にぬきあし、日月の照すを仰ぎても、心の黒くして、光に當らざらん事をおぢ、雨露の施すを見ても、身の正しからずして、恵にもれんことを願ふべし。朝夕に長田狹田の稻の種をくふも皇恩なり。晝夜生井榮井の水のながれをのむも神徳なり。これを思ひも入れずあるに任せて欲を恣にし、私を先として公を忘るる心あるならば、世に久しき理あらじ。況や國柄をとる仁にあたり、兵權を預る人として、正路を踏まざらんにおきては、いかでかその運を全くすべき。泰時が昔を思ふには、よく誠ある所ありけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法のまゝに行ひければ、及ばずながら世をも重ねしにこそ。
 異朝のことは、亂逆にして紀なきためし多ければ、例とする

に足らず。我が國は神明の誓いちじるくして、上下の分定められり。然も善惡の報明かに、因果の理空しからず。且は遠からぬことゞもなれば、近代の得失を見て、將來の鑒誠とせらるべきなり。

抑この天皇正路に歸りて、日嗣を受け給ひし。さきだちてさまさま奇瑞ありき。また土御門院阿波の國にて告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせ給ひける。その御本懷末通りにしかば、さまざま御願を果されしも、哀れなる御事なり。終に繼體の主として、この御末ならぬはまします。壬寅仁治三年のとし御即位、癸卯寛元元年の春改元。御身を慎み給ひければ、や、天下を治め給ふこと四年。太子をさなくまし。しかども、讓國あり。尊號例のごとし。院中にて世をしらせ給ふ。御出

奇瑞
石清水に參られ
通夜ありけるに
壇上聲ありて御
告げありし事を
さすにや
告文
御願文の事なり

家の後もかはらず、二十六年ありしかば、白河・鳥羽より以來には、おだやかにめでたき御代なるべし。五十三歳おましましき。

廿五 龜山天皇

第八十九代、第四十七世、龜山院諱は恒仁、後深草院同母の御弟なり。寛元元年十二月己未の年即位、文應元年庚申に改元。この天皇を繼體と思し召し置きてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ。後深草の御子も、先き立ちて生れ給ひしかども、ひきこされましにき。後嵯峨崩れさせ給ひて後、兄弟の御あはひに争はせ給ふことありければ、關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、後嵯峨天皇先院の御素意は、

兄弟の御あはひに
御深草と龜山と
なり此より兩統
相争はれしに
眞時二帝の胤十
年毎に互に立ち
給ふべきことと
なし給ひ後深草
の派といひ、龜山
の派といふなり

當今にましますよしを仰せ遣されければ、事定りて、禁中に
て政務せさせ給ふ。天下を治めたまふこと十五年、太子に讓
りて尊號例の如し。院中にて十三年まで世をしらせたま
ひぬ。ことあらたまりにし後、御出家、五十七歳おましくし
き。

廿六 後宇多天皇

第九十代、第四十八世、後宇多院、諱は世仁、龜山の太子、御母は
皇后藤原の倍子、左大臣實雄の女なり。文永十一年正月廿八歳即位、乙亥
に改元。丙子の年、もろこしの宋の幼帝、徳祐二年にあたる。今
年北狄の種、蒙古起りて、元國といひしが、宋の國を滅す。辛亥
の年、蒙古の軍多くの船をそろへて、わが國をおかす。筑紫に

元帝
姓を奇温といひ
ひ名を忽必烈といひ
いひき

て大に合戦あり。神明、威を顯はし形を現じて防がれけり。大
風俄に起りて、數十萬艘の賊船、みな漂倒破滅しぬ。末世とは
いへども、神明の威徳不可思議なり。誓約のかはらさること、
これにて推し量るべし。

この天皇、天下を治め給ふ事十三年、思の外に遁れましまし
て、十餘年ありき。後二條の御門立ち給ひしかば、世をしらせ
給ふ。遊義門院かくれまして、御歎の餘にや、出家せさせ給ふ。
前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により、東寺にて
灌頂せさせ給ふ。珍らかに尊き事に侍りき。その日は後醍醐
の帝、中務の親王として、王卿の座につかせまします。唯今の心
地ぞしはべる。後二條院崩れさせ給ひし後、いとゞ世を厭は
せ給ふ。嵯峨のおく大覺寺といふ所に、嵯峨天皇宇多天皇弘仁寛平の昔の御跡

遊義門院
後宇多院の皇后
冷子なり早世ま
しましき

を尋ねて、御寺などあまた立て、ぞ行はせ給ひし。其のち後醍醐の帝位につきましたしくしかば、又暫く世をしらせ給ひて、三年ばかりありて譲りましき。

この君は在位にても、政事をしらせ給はず。院にても十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明かに、諸道をしらせ給ひしなるべし。御出家の後もねんごろに行はせましき。上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武・孝謙・平城・清和・宇多・朱雀・圓融・花山・後三條・白河・鳥羽・崇徳・後白河・後鳥羽・後嵯峨・後深草・龜山にまします。醍醐一條は、御病重くなりてぞせさせ給ひしかやうにあまた聞えさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終かはる事なく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事いとありがたき御事なり。この御末に、一統の運をひらかる、有徳

の餘薫とぞ思ひ給へる。元亨のすゑ正中元年甲子六月に、五十八歳にてかくれましき。

廿七 後醍醐天皇

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子、御母は談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり。御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき。弘安に時うつりて、龜山後宇多世をしらしめさずなりにしを、たび々關東に仰せ給ひしかば、天命の理かたじけなく、恐れ思ひければにや、俄に立太子のさたありしに、龜山はこの君をすゑ奉らむと思し召して、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一後三條天皇の御子さしたる故なくて、捨てられがたき御事なりけれ

鶴膝の病
剛膝腫れ痛み膝
大にして屈細く
なるをいふ

ば、後二條ぞ居給へりし。されど後宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて、節會などに出でさせ給ひき。のち中務の卿を兼ねさせ給ふ。後二條世を早くしまし、後宇多帝て、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろずこの君にぞ、委附し申させ給ひける。やがて儲君の定ありしに、後宇多法皇後二條の一の御子邦良の親王、居給ふべきかと聞えしに、後二條二子邦良おぼしめす故ありとて、この親王を太子に立て給ふ。かの一の御子をさなましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若し邦良の親王、早世の御事あらば、この御末、繼體たるべしとぞ記し置かせまし、ける。かの親王鶴膝の御病ありて、あやうく思し召しける故なるべし。
後宇多の帝こそ、ゆゑしき稽古の君にまし、しに、その御

跡をば、よくつぎ申させ給へり。剩へもろくの道を好みしらせ給ふことありがたき程の御事なりけんかし。佛法にも御志深くて、宗と眞言をならはせたまひぬ。はじめは法皇にうけまし、ける。後に前大僧正禪助に許可までうけ給ひけるとぞ。それならず、人々に諸流をもうけさせ給ふ。また諸宗をも捨て給はず、本朝異朝禪門の僧徒までも、内に召してとぶらはせ給ひき。すべて和漢の道をかね、明かなる御事は、中頃よりの代々には、こえさせまし、けるにや。
文保二年二月廿六日 戊午のとし即位、三年四月廿八日己未の夏四月に改元、元應と號せり。はじめつかたは、後宇多院の御まつりごとなりしを、中二年許りありてぞ、譲り申させ給ひし。それより古きが如くに、記録所を置かれて、夙に起き夜はにおほとのごもりて、民の憂をきか

そはそは
御なからひあし
どくなりて物にい
うにたるをいふ

せ給ふ。天下舉りてこれを仰ぎ奉る。公家の古き御政にかへ
るべき世にこそと、高きも賤しきも兼ねてうたひ侍りき。
かゝりし程に、後宇多院崩れさせ給ひて、いつしか東宮の御
方にさふらふ人々、そばく^{そば}に聞えしが、關東に使節を遣は
され、天位を争ふまでの御中らひになりなき。あづまにも、東
宮の御事をひきたて申す輩ありて、御憤の始めとなりぬ。元
亨甲子^{正中元年改元}の九月の末つ方、漸く事顯れにしかども、うけたまは
り行ふ中に、いふがひなき事出できにしかど、大方は事なく
てやみぬ。その後程なく東宮かくれ給ふ。神慮にも叶はず。祖
皇の御誠にも違はせ給ひけりとぞ覺えし。今こそこの天皇、
疑なき繼體の正統に定まらせ給ひぬれ。されど坊には、後伏
見第一の御子量仁の親王居させ給ふ。

東宮かくれた
こふ
嘉祥元年三月邦
長親王崩れ給ふ

かくて元弘辛未^{元年}の年八月に、俄に都を出でさせ給ひ、奈良の
方に臨幸ありしが、その所よろしからで、笠置といふ山寺の
邊に行宮をしめ、御志あるつはものを召し集めらる。たびた
び合戦ありしが、同九月に東國の軍多く集まり上りて、事か
たくなりければ、他所^{赤坂城}にうつらしめ給ひしに、思の外のこと
出できて、六波羅とて、承久^{順徳天皇}よりこなたしめたる所に御幸な
る。御供に侍りし上達部、上のをのこども、あるひは捕られ、
あるひは忍び隠れたるものあり。かくて東宮位につかせ給
ひぬ。次^{元弘二年}の年の春、隱岐の國に遷らしめまします。御子達も、あ
なたかなたに、うつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々
をめぐり、國々を催して、義兵を起さんと企て給ひける。
河内の國に、楠の正成といふものありき。其の志深かりけれ

ば、河内と大和との境に、金剛山といふ所に城を構へて、近國をおかし平げしかば、東より諸國の軍を集めて攻めしかど、堅く守りければ、たやすくおとすに能はず。世の中みだれ立ちにし。元弘三年次の年癸酉の春、忍びて御船に奉りて、隱岐を出で、伯耆に着かせ給ふ。その國に源長年名和長年といふ者あり。御方に参りて、船上といふ山寺に、假の宮を建て、ぞ住ませ奉りける。かのあたりの軍兵、暫らくは、きほひて襲ひ申しけれど、みな靡き申しぬ。

よりよりうち出
時々打出でければといふなり
御志ある輩
赤松則村をさしていふなり

都ちかき所々にも、御志ある國々の兵より、うち出でければ、合戦も度々になりぬ。京中騒がしくなりて、後伏見花園光嚴上皇も新主も、六波羅にうつりたもふ。伯耆よりも軍をさし上せらる。こゝに畿内近國にも御志ある輩、八幡山に陣をとる。坂東より

冥見
神の御覽あるな
いふ

上れる兵の中、結城親光藤原親光といふものも、かの山に馳せ加はりぬ。つぎ、御方に参る輩多くなりけり。源高氏と聞えしは、むかしの義家朝臣が二男、義國といひしが、後胤なり。かの義國が孫なりし義氏は、平義時朝臣が外孫なり。義時等が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をおきければにや、おしすへたるやうなりしに、これは外孫なれば、とり立て、領する所なども、あまたはからひおき、代々になるまで、隔なくのみありき。高氏も都へさしのほせられけるに、疑を遁んとにや、告文を書きおきてぞ進發しける。されど冥見をもかへりみず、心がはりして御方に参る。官軍力を得しまゝに、五月八日の頃にや、都にある東軍、皆破れて、東へ心ざして落ち行きしに、後伏見花園光嚴兩院・新帝同じく御幸あり。近江の國馬場といふ所に

て御方に心ざしある輩打ち出でにければ、武士は戦ふまでもなく、多くは自滅しぬ。兩院新帝は都にかへし奉り、官軍これを守り申しき。かくて都より西さま程なく静りぬと聞えければ、還幸せさせ給ひぬ。誠にめづらかなりしことになん。東にも上野の國に源義貞新田義貞といふ者あり、高氏が一族なり。世の亂に思をおこし、いくばくならぬ勢にて、鎌倉に打ちのぞみけるに、高時等運命極りにければ、國々の兵つき隨ふこと、風の草を靡かすが如くして、五月の二十二日にや、高時を始として、多くの一族みな自滅してければ、鎌倉また平ぎぬ。符契を合することもなかりしに、筑紫の國々、陸奥出羽の奥までも、同じ月にぞ静りにける。六七千里の間、一時に起り合ひしに、時のいたり運の極りぬるは、かゝることにこそと、不思議

符契を合する
わりふを合する
ことのはやうなこ
とはあらざりし
にといふ意なり

議にも侍りしものかな。君はかくともしらせ給はず、攝津國西の宮といふ所にてぞ聞かせましくける。六月四日東寺にいらせ給ふ。都にある人々参り集まりしかば、威儀を整へ、本の宮に還幸し給ふ。

いつしか賞罰の定めありしに、兩院新帝をば、なだめ申し給ひて、都に住ませましくけり。されど、新帝は僞主の儀にて正位には用ひられず。改元して正慶といひしをも、本のごとく元弘と號せらる。官位昇進せし輩も、みな元弘元年八月よりさきのまゝにてぞありし。平治より後、平氏世を亂りて二十六年文治後鳥羽帝の始め、頼朝權を専らにせしより、父子相つぎて三十七年承久土御門帝に、義時世をとり行なひしより、百十三年すべて百七十餘年の間、おほやけの世を一つにしらせ給ふこと

宗廟
伊勢天照大神の
まします廟をい
ふ

絶えにしに、この天皇の御代に、掌をかへすよりもやすく、一
統し給ひぬること、宗廟の御はからひも、時節ありけりと、天
下舉りてぞ仰ぎ奉りける。

元弘三年

同年の冬十月に先、東の奥をしづめらるべしとて、参議右近

顯家公
親房卿の男なり

衛中將源顯家卿を、陸奥の守になして遣さる。代々和漢の稽
古をわざとして、朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ
學び侍れ。吏途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはら
ぬことなれば、度々いなみ申し、かど、公家すでに一統しぬ、
文武の道二つなるべからず、昔は皇子皇孫、もしは執政の大
臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさゝれしが、今より
武を兼ねて蕃屏たるべしと、仰せ給ひて、御みづから旗の銘
を書かしめ給ひ、様々の兵器をさへ下し給はる。任國に赴く

兩國
陸奥と出羽とな
いふ

すすろに

何故ともなく
進みてといふ
りそぞろにとお
なしく、或はつ
ぬの文字をあつ
るなり

ことも、絶えて久しくなりにしかば、ふるき例をたづねて罷
り申すの儀あり。御前にめし、敕語有りて、御衣御馬などを給
はりき。猶、奥のかためにもと申しうけて、御子義親王を一所伴ひ奉
る。かけまくもかしこき、後村上天皇今上皇帝の御事なれば、こまかには
記さず。かの國につきにければ、誠に奥の方さま、兩國をかけ
て、皆靡きしたかひにけり。同十二月左馬頭源直義の朝臣、相
摸守を兼して下向す。これも四品上野の太守成良親王を伴
ひ奉る。この親王、後に暫らく征夷大將軍を兼ねさせたまひ
ぬ。直義は高氏が弟なり。

抑かの高氏、御方に参りしその功は、誠に然るべし。すすろに
寵幸ありて、抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下を鎮めしま
ゝの志にのみなりにけるにや、いつしか越階して四位に叙

三箇國
武蔵、常陸、下
総なり

し、左兵衛督に任ず。拜賀のさきに、やがて従三位して、程なく
参議従二位までのほりぬ。三ヶ國の吏務守護及びあまたの
郡莊を給はる。弟直義左馬頭に任じ、のち四位に叙す。昔頼朝
ためしなき勳功ありしかど、高位高官にのほることは亂政
なり。果して又子孫も早く絶えぬるは、高官のいたすところ
かどぞ申し傳へたる。高氏等は、頼朝實朝が時に、親族などと
て優恕することもなし、唯家人の列なりき。實朝の八幡宮に
拜賀せし日も、地下前驅二十人の中に相加はれり。たとひ頼
朝が後胤なりとも、今さら登用すべしとも覺えず。況や久し
き家人なり。さしたる大功もなく、かくやは抽賞せらるべ
きと、あやしみ申す輩もありけるとぞ。
關東の高時、天命既に極まりて、君の御運を開きし事は、更に

人力といひがたし。武士たる輩いへば數代の朝敵なり。御方
に参りて、その家を失はぬこそ、あまりある皇恩なれ。さらに
忠をいたし、勞をつみてぞ、理運の望みをも企てはべるべき。
しかるを天の功を盗みて、己が功と思へり。介子推が戒も、習
ひ知るものなきにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩も、あま
た昇進し、昇殿をゆるさるゝもありき。されば、ある人の申さ
れしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、なかなか猶
武士の世になりぬるとぞありし。

凡そ王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道
なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。然れども後
の人を勵まし、その跡をあはれみて賞せらるゝは、君の御政
なり。下としてきほひ争ひ申すべきにはあらぬにや。まして

前車の轍
前車は筋の通りたる後には筋のつくりのたつた先人の行たひたる筋のちなその通り行ふといふことなり

させる功なくして、過分の望をいたすこと、自らあやぶむるはしなれど、前車の轍を見ることは、誠にありがたきならひなりけんかし。中古までも、人の、さのみ豪強なるをば、誠められき。豪強になりぬれば、必ずをざる心あり。果して身を亡ぼし家を失ふためしあれば、誠めらるゝも理なり。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬することをとゞむべしといふ制符度々ありき。源平久しく武をとりて仕へしかども、事あるときは、宣旨を給はりて、諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、やがて、かたらはるゝ族多くなりしによりて、この制符は下されき。果して今までの亂世の基なれば、いひがひなき事になりけり。
この頃の諺には、一度軍にかけあひ、或は家の子、郎從、節に死

樞機
はたらくきかいといふことなり

堅き氷
易にある語にて氷は始めは薄けれど、後には厚くなるをいふ

ぬる類もあれば、わが功におきては日本國を賜へ、もしは半國を賜はりても、足るべからずなど申すめる。誠にさまざま思ふことはあらじなれど、やがてこれより亂るゝはしともなり、また朝威の輕々しさも、推し量らるゝものなり。言語は君子の樞機なりといへり。あからさまにも君をないがしろにし、人におごることはあるべからぬことにこそ。さきに記し侍りし如く、堅き氷は霜を踏むより至るならひなれば、亂臣賊子といふ者は、その始め、心言葉を慎まざるより出でくるなり。世の中の衰ふると申すは、日月の光のかはるにもあらず、草木の色の改まるにもあらず、人の心のあしくなり行くを、末世とはいへるにや。昔許由といふ人は、帝堯の國を傳へんとありしを聞きて、潁川に耳を洗ひき。巢父はこれを聞き

て、この水をだにきたながりて渡らず。その人の五臓六腑のかはるにはあらし。能く思ひならはせる故にこそあらめ。なほ行末の人の心思ひやるこそあさましけれ。大かた。己一身は恩にほこるとも、萬人の恨を残すべきことをば、などか顧みざらん。君は萬姓の主にてましませば、限りある地をもちて、限りなき人に分たせ給はんことは、推しても量り奉るべし。もし一國づつを望まば、六十六人にてふさがりなん。一郡づつといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人はよろこぶとも、千萬人の人は悦ばじ。況や日本の半をこゝろざし、皆ながら望まば、帝王はいづくをしらせ給ふべきにか。かゝる心の萌して、詞にも出で、面にはづる色のなきを、謀叛の始めといふべきなり。昔の將門は、比叡山に登りて

大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かゝる類にや侍りけん。昔は人の正しくて、自ら將門に見もこり、聞きもこり侍りけん。今は人々の心のかくのみなりにければ、この世はよく衰へぬるにや。漢の高祖の天下をとりしは、蕭何、張良、韓信が力なり。これを三傑といふ。萬人に勝れたるを傑といふとぞ。中にも張良は高祖の師として、籌を帷帳の中にめぐらし、て、勝つことを千里の外に決するはこの人なり。と宣ひしかど、張良はおごることなくして、留といひてすこしきなる所を望みて、封ぜられにけり。あらゆる功臣多く亡びしかど、張良は身を全くしたりき。近き代のことぞかし。

賴朝の時までも、後鳥羽帝文治の頃にや、奥の泰衡を追討せしに、自ら向ふ事ありしに、平の重忠が先陣にて、その功勝れたりけれ

ば、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望み給はりけるとぞ。これは人に廣く賞をも行はしめんがためにや、賢こかりけるをのこにこそ。又、直實といひける者に、一所を與へ給ふ下文に、日本第一の剛の者なり」と書きて給はりけり。一とせ、かの下文をもちて、奏聞する人のありけるに、褒美の詞の甚しさに、あたへたる所のすくなさ、誠に名を重くして利を軽くしける、いみじき事と口々にほめあへりける。いかに心得てほめけんといとをかし。これまでの心こそなからめ、事にふれて君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり、有りし世の東國の風儀もかはりはてぬ。公家の古き姿もなし。いかになりぬる世にかと、歎きはべる輩ありと聞えしかど、中一とせばかりは、誠

に一統のしるし覺えて、天の下舉り集りて、都の中はえとくしくこそ侍りけれ。

建武乙亥後醍醐帝復位二年の秋の頃、滅びにし高時が餘類、謀叛を起して鎌倉

に入りぬ。直義は成良の親王を引きつれ申して、參河の國まで遁れにき。兵部卿護良の親王、ことありて鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、失ひ申してけり。みだれの中なれど、宿意を果すにやありけん。都にも兼ねて陰謀のきこえありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召しおかれしも、このまぎれに誅せらる。承久土御門より關東の方人にて七代になりぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運のしからしむるかとは覺ゆれど、弘仁嵯峨に死罪をとどめられて後、信賴が時にこそ、めづらかなることに申し侍りけれ。戚里の寄も

戚里の寄

母方の里をいふ

久しくなり、大納言以上にいたりぬるに、同じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけたまはり行ふ輩のあやまりとぞ聞えし。

高氏は申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍ならびに諸國の總追捕使を望みてけれど、征夷將軍になされて、悉くは許されず。程なく東國は静まりにけれど、高氏望む所達せずして、謀叛を起すよし聞えしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし奏狀をたてまつる。すなはち打ちてのほりければ、京中騒動す。追討のため、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々も、あまたつかはさる。武家には義貞の朝臣を始めとして、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引き退きぬ。關々を固められしかど、建武三年次の年丙子の春正月十日、

官軍また破れて朝敵既に近づく。よりて比叡山東阪下に行幸して、日吉の社にぞましくける。内裏もすなはち焼けぬ。累代の重寶も多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。かゝりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿この亂を聞き、親王をさきにたて奉り、陸奥出羽の軍兵を率して責めのほる。同十三日近江の國につきて、ことの由を奏聞す。十四日に江をわたりて、阪本に参りしかば、官軍大きに力を得て、山門の衆徒までも萬歳をよばひき。同十六日より合戦始まりて、卅日終に朝敵を追ひ落す。やがてその夜還幸し給ふ。高氏等なほ攝津國にありと聞えしかば、重ねて諸將を遣す。二月十三日またこれを平げつ。朝敵は船に乗りて、西國へなん落ちにける。諸將及び官軍は、かつく歸り参りしを、東國のこ

と覺束なしとて、親王もまた歸らせ給ふべし。顯家卿も任所にかへるべき由を仰せらる。義貞は筑紫へ遣はさる。かくて親王元服したまひ、直に三品に叙し、陸奥の太守に任じましましき。この國の太守は始めたることなれど、たよりありとてぞ任じ給ふ。勸賞によりて、同母の御兄、四品成良の御子を超えたまひき。顯家卿はわざと賞をば申しうけざりけるとぞ。

義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類ありとて、先づこれを對治すべしとて、日を送りし程に、五月にもなりぬ。高氏等西國の凶徒を相語らひて、重ねて攻めのぼる。官軍利なくして、都に歸參せし程に、同二十七日にまた山門に臨幸し給ふ。八月に至るまで度々合戦ありしかど、官軍いと進

まず、よりて都には元弘光嚴の時の僞主の御弟に、三の御子豊仁と申しけるを、位光明天皇につけ奉る。十月十日頃にや、主上山門より還幸。いとあさましかりしことなれど、なほ行末を思し召す道ありしにこそ。東宮恒良親王は、北國に行啓あり、左衛門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めとして、さるべき兵もあまた仕うまつりけり。主止は尊號の儀にてましく、き。御心を休め奉つらんためにや、成良親王を東宮にすゑ奉る。

同十二月に忍びて都を出てましく、河内の國に正成といひしが、一族等を召し具して、吉野に入らせ給ひぬ。行宮を作りて渡らせ給ふ。本の如く在位の儀にてぞましく、ける。内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身にしたがへ給ひけり。誠に奇特の事にこそ侍べりしが、吉野の御幸にさきだちて、義

兵を起す輩も侍りき。臨幸の後には、國々にも御志ある類あまた聞えしかど、延元二年次の年も暮れぬ。

延元三年又の年戊寅の春二月鎮守府の大將軍顯家卿、又親王を先立て申し、重ねて打ち上る。海道の國々悉く平ぎぬ。伊勢・伊賀を経て大和に入り、奈良の京になん着きにけり。それより所々の合戦あまた度、互に勝負はべりしに、同五月和泉の國にての戦に、時や至らざりけん、忠孝の道、こゝにて極まりはべりにき。苔の下にも埋もれぬ物とては、たゞいたづらに名をのみぞ留めてし。心うき世にも侍るかな。官軍なほ心を勵まして、男山に陣を取りて、暫く合戦ありしかど、朝敵忍びて社壇を焼き拂ひしより、事ならずして、引き退く。北國にありし義貞も、度々召されしかど、上りあへず。させる事なくて、空しく

成りぬと聞えしかば、いふばかりなし。

さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子また東へ向はしめ給ふべき定めあり。左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守將軍を兼ねて遣さる。東國の官軍悉くかれの節度に従ふべき由を仰せらる。親王は儲君に立たせ給ふべき旨申しきかせ給ふ。道の程も、かたじけなかるべし。國にては、あらはさせ給へとなん申されし。異母の御兄もあまたましく、き、同母の御兄も、前東宮恒良親王、成良親王ましくしに、かく定まり給ひぬるも、天命なればかたじけなし。七月の末つかた、伊勢に越えさせたまひて、神宮に事の由を啓して、御船のよそひし、九月の始め、ともづなを解かれしに、十日餘りのことにや、上總の地近くより、空の景色おどろお

どろしく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方にたゞ
よはれ侍りしに、いとゞ波風夥しくなりて、あまたの船行方
しらず侍りけるに、御子の御船はさはりなく、伊勢の海につ
かせ給ふ。顯信朝臣は本より御船にさふらひけり。同じ風の
まぎれに、東をさして常陸の國なる内の海につきたる船侍
りき。方々にたゞよひし中に、この二つの船同じ風にて東西
に吹き分けらる。末の世には、めづらかなるためしにぞ侍る
べき。儲の君に定まらせ給ひて、例なきひなの御住居も、いか
ゞと覺えしに、皇大神の留め申させ給ひけるなるべし。後に
吉野へ入らせましく、御目の前にて天位をつがせ給ひ
しかば、いとゞ思ひ合せられて、貴とくも侍るかな。又常陸は
もとより心ざす方なれば、御志ある輩あひはからひて、義兵

強くなりぬ。奥州野州の守も、次の年春重ねて下向して、おの
おの國につき侍りにき。
さても舊都には、戊寅のとしの冬、改元して曆應とぞいひけ
る。吉野の宮には本の延元の號なれば、國々もおもひくくの
號なり。もろこしにはかゝるためし多けれども、この國には
例なし。されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よ
りの皇都なり、内侍所神璽も吉野におはしませば、いづくか
都にあらざるべき。

さても八月の十日あまり六日にや、秋霧に侵されさせ給ひ
て、かくれましくぬとぞ聞えし。寐るが中なる夢の世、今に
始めぬならひとはしりながら、かすゞ目の前なる心地し
て、老の涙もかきあへねば、筆の跡さへ滞りぬ。昔仲尼は獲麟

に筆を絶つとあれば、こゝにてとゞまりたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申しのべて、素意の末をもあらはさまほしくて、しひて記しつけ侍るなり。兼て時をも悟らしめ給ふにや、前の夜より親王をば、左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰せのまゝにて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふこと二十一年、五十二歳にましくき。

昔仲哀天皇熊襲をせめさせ給ひし時、行宮にて神さりましましき。されど神功皇后ほどなく三韓を平げ、諸皇子の亂をしづめられて、胎中の天皇の御代に定まりき。此の君聖運ましくしかば、百七十餘年、中絶えにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて、日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく徳も

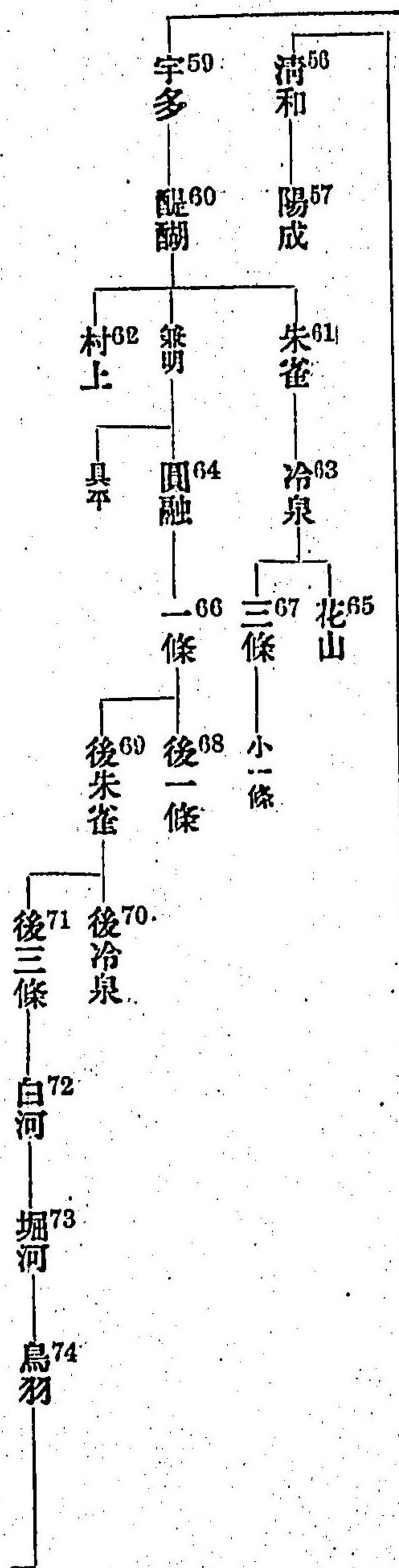
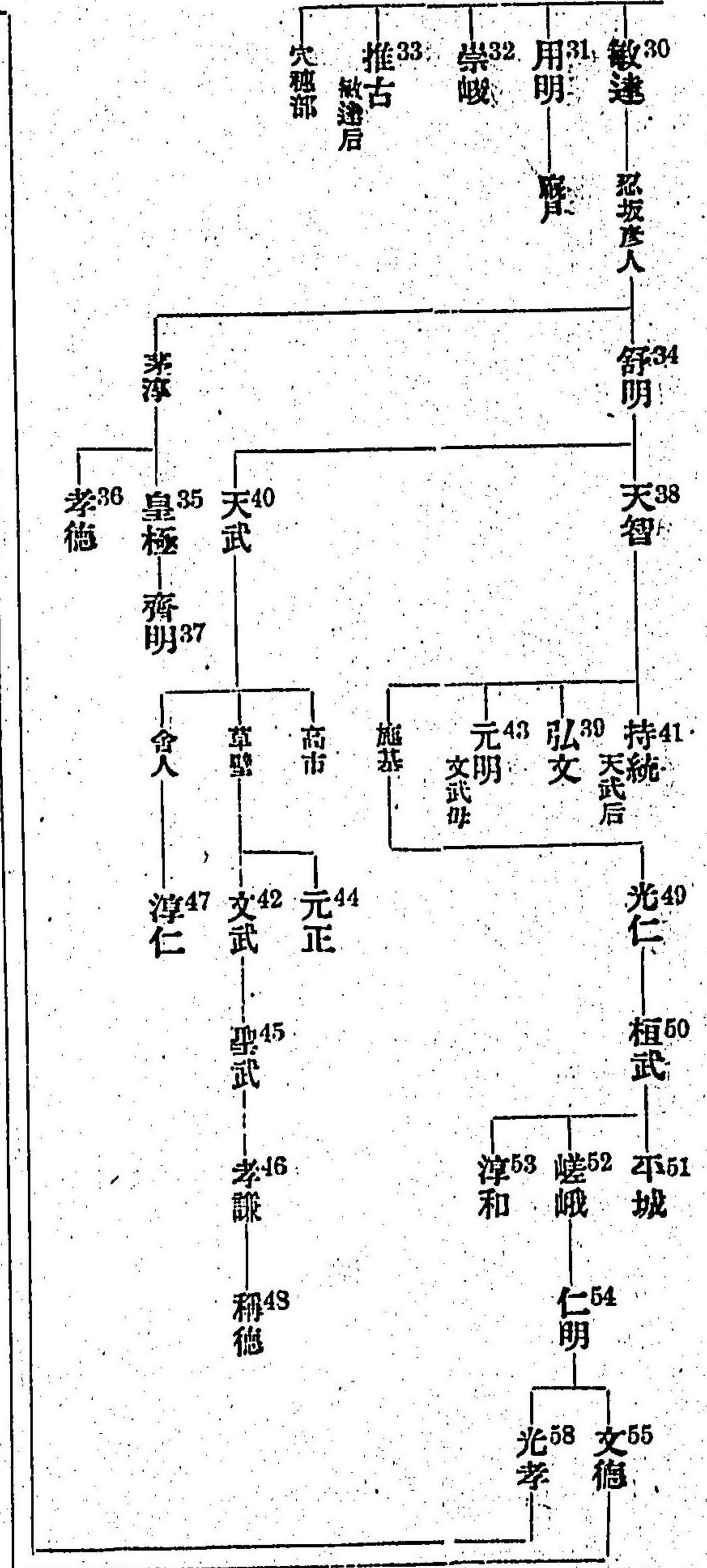
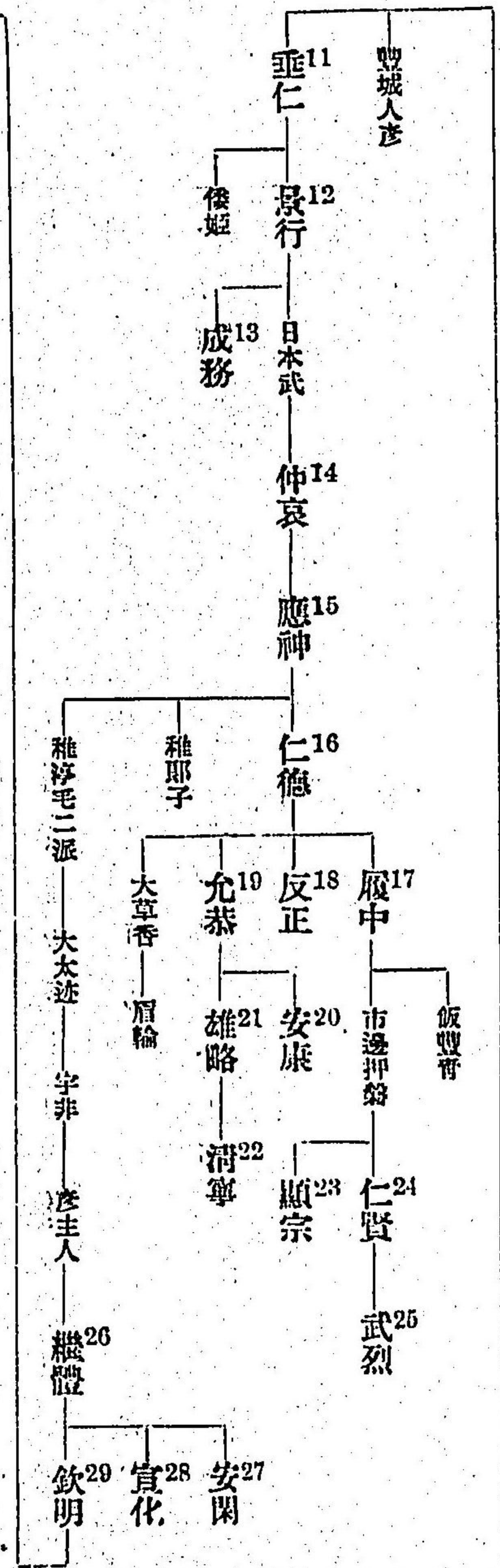
なき盗人世に起りて、四とせあまりが程宸襟を惱まし、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなんや。今の御門また天照大神より以來の正統をうけましくぬれば、此の御光にあらそひ奉る者や有るべき。中々斯くて靜まるべき時の運とぞ覺え侍る。

神皇正統記 終

○天皇御系圖

伊弉諾尊 — 天照大神 — 天忍穗耳尊 — 瓊々杵尊 — 彥火々出見尊 — 鸕鷀草葺不合尊

神武¹ — 綏靖² — 安寧³ — 懿德⁴ — 孝昭⁵ — 孝安⁶ — 孝靈⁷ — 孝元⁸ — 開化⁹ — 崇神¹⁰



明治四十四年十月廿五日印刷
 明治四十四年十月廿八日發行



編者 境野正

發行者 前川一郎

印刷者 檜山定吉

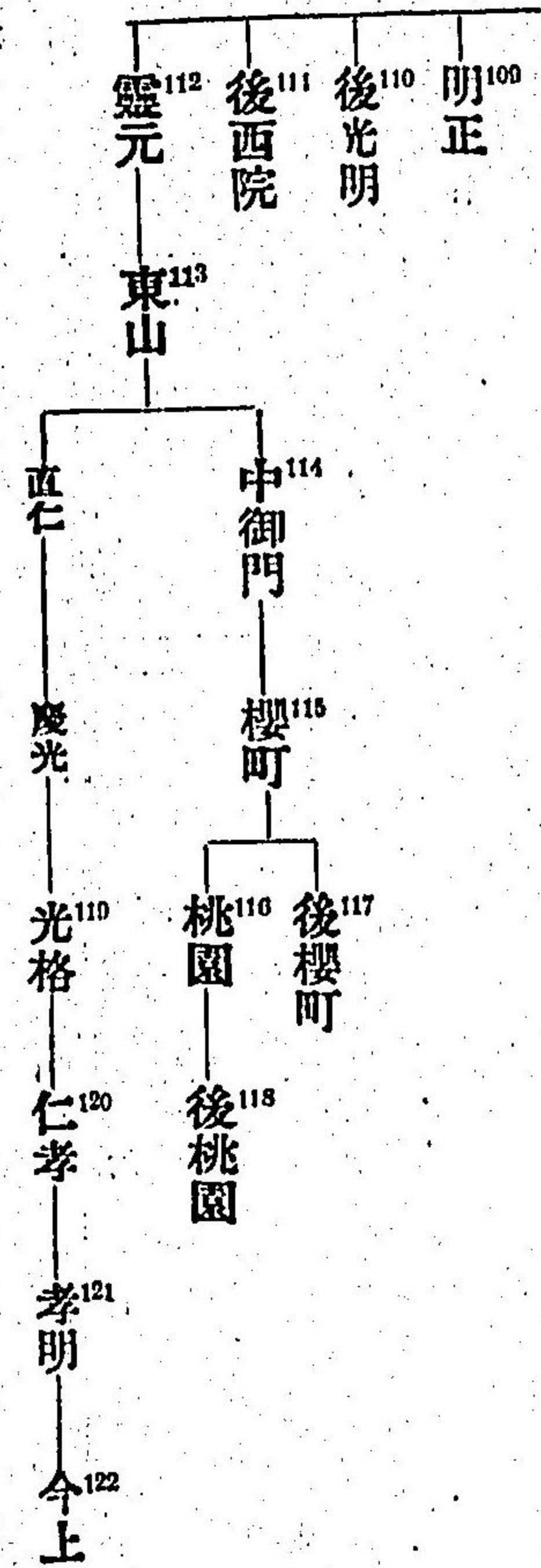
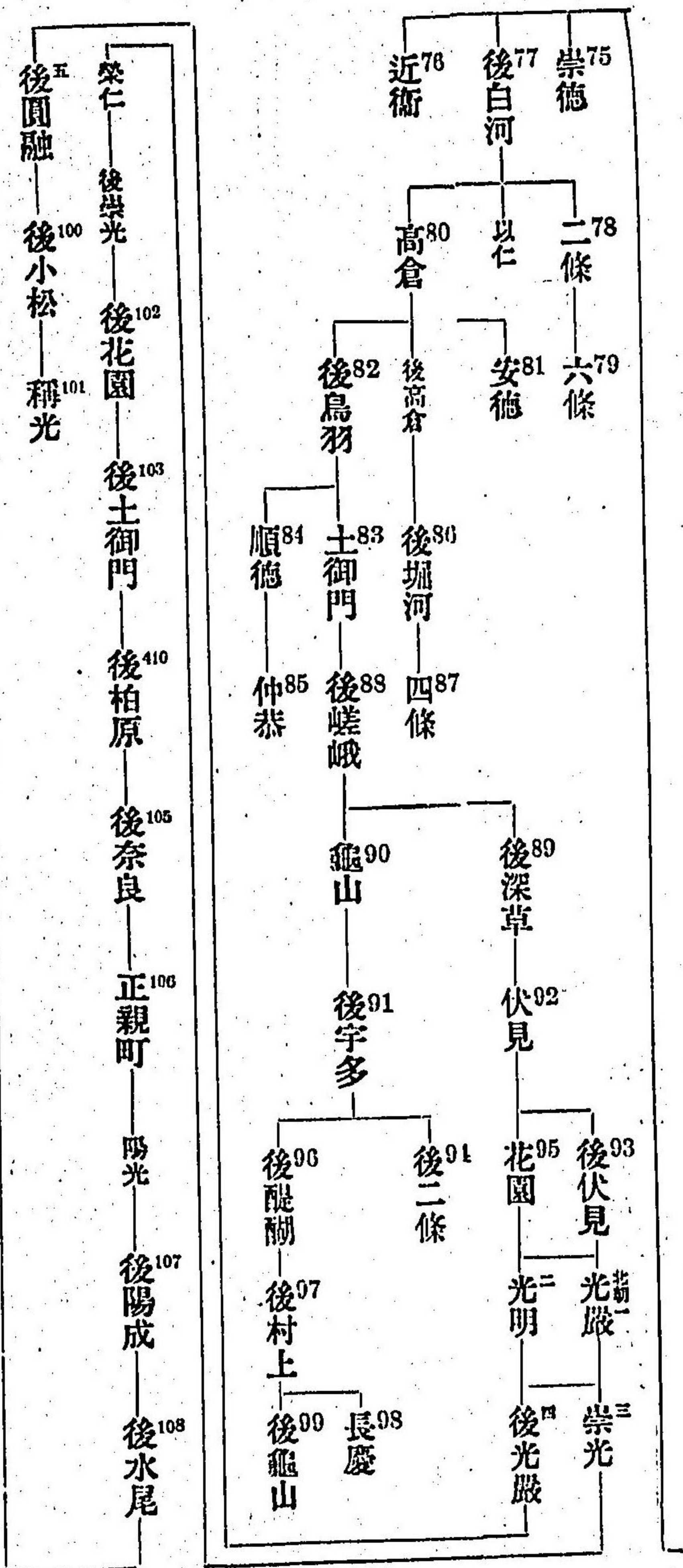
印刷所 友文社

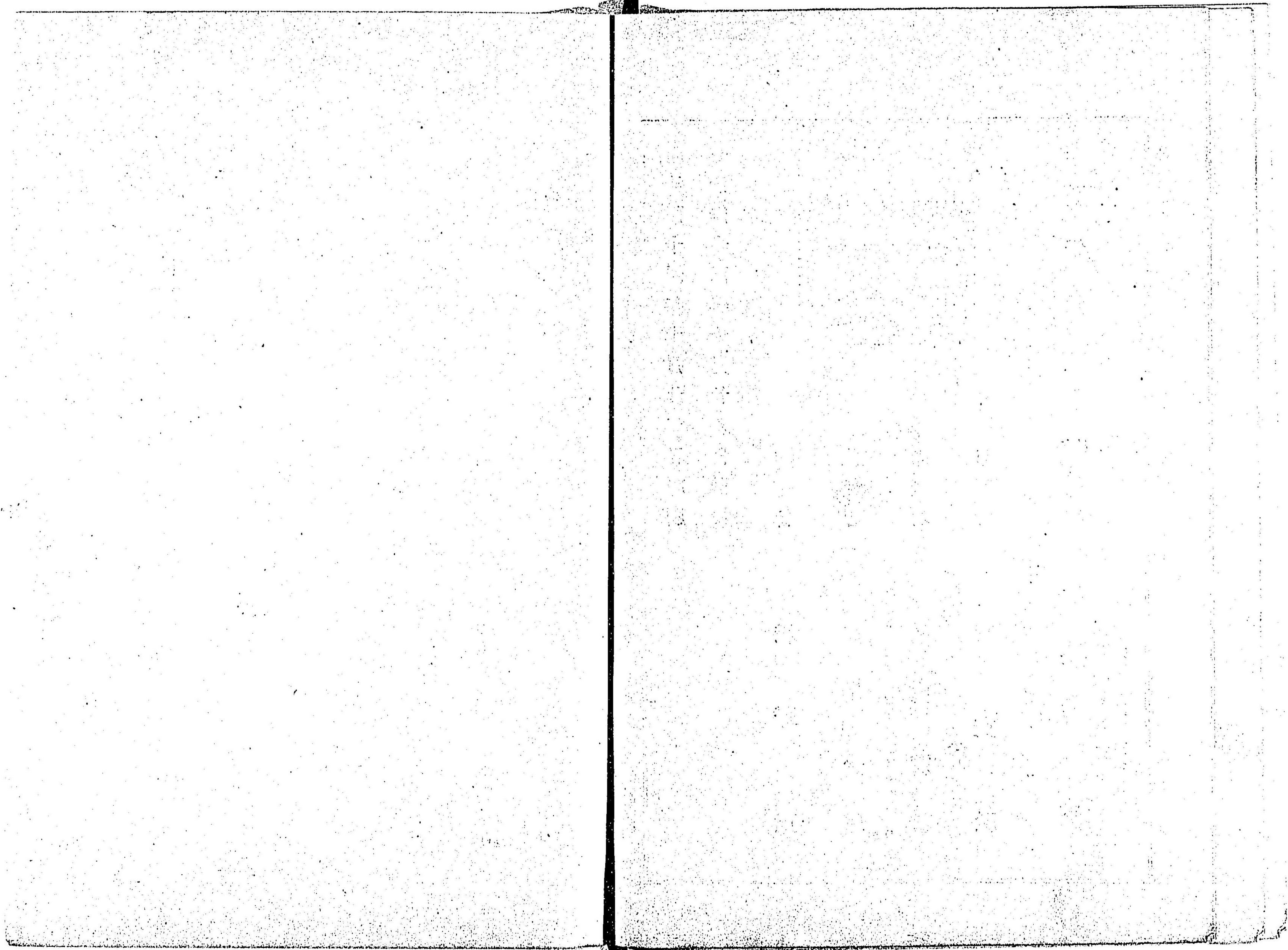
發行元

東京神田區
 昌平橋

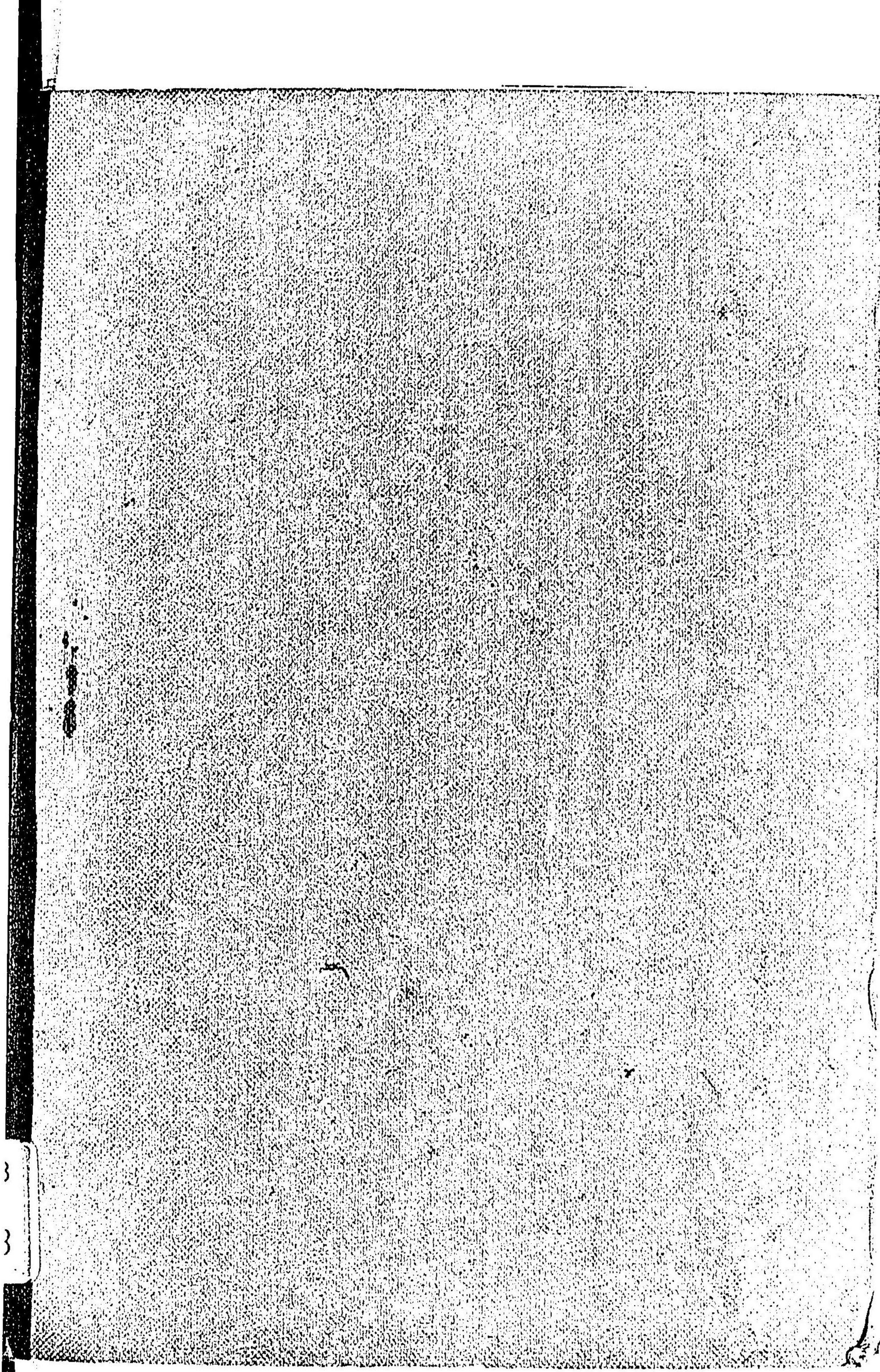
學海指針社

電話 下谷三六一〇
 振替口座東京三〇三三〇





267
357



3
3